

公正取引委員会  
競争政策研究センター

業務提携に関する検討会  
報告書

令和元年7月10日

業務提携に関する検討会

- 池田 毅 池田・染谷法律事務所 弁護士
- 石垣 浩晶 NERAエコノミックコンサルティング マネジングディレクター／東京事務所代表
- 齊藤 高広 南山大学法学部教授  
(競争政策研究センター主任研究官)
- 多田 敏明 日比谷総合法律事務所 弁護士
- 座長 根岸 哲 神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授
- 宮井 雅明 立命館大学法学部教授  
(競争政策研究センター主任研究官)
- 山田 英司 株式会社日本総合研究所 理事

[五十音順, 敬称略, 役職は令和元年6月14日現在]

(オブザーバー)

- 岡田 羊祐 一橋大学大学院経済学研究科教授  
(競争政策研究センター所長)
- 大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授  
(競争政策研究センター主任研究官)
- 中林 純 近畿大学経済学部准教授  
(競争政策研究センター主任研究官)

[敬称略, 役職は令和元年6月14日現在]

(事務局)

公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室

## 目 次

第 1	はじめに	1
1	業務提携の現況	1
2	本検討の目的	1
3	本検討の視点・進め方	2
第 2	過去の業務提携の相談事例等における考え方の整理・分析	4
第 3	業務提携と企業結合の異同に係る検討（事業活動の一体化の観点から）	9
1	業務提携と企業結合の類似性	9
2	企業結合とは異なる業務提携特有の性質	11
第 4	業務提携に係る個別論点の検討	14
1	業務提携に伴う情報交換・共有について	14
2	コスト構造の共通化について	20
3	イノベーションに与える影響について	21
第 5	業務提携に関する独占禁止法上の考え方	26
1	検討対象市場	26
2	ハードコア・カルテルとの区別	26
3	競争への影響評価	27
4	業務提携の個別類型ごとの具体的な考え方	38
第 6	業種横断的データ連携型業務提携に関する独占禁止法上の考え方	39
1	問題の所在	39
2	業種横断的データ連携型業務提携における独占禁止法上の論点の所在	40
3	独占禁止法上の評価を行う際の個別的論点	44
4	業種横断的データ連携型業務提携に係る独占禁止法上の考え方（総論）	50
5	業種横断的データ連携型業務提携の具体的形態における主要な論点	58
第 7	おわりに	63

※ 本報告書は、公正取引委員会競争政策研究センターにおいて開催された「業務提携に関する検討会」における 9 回に及ぶ議論の結果を取りまとめたものであり、公正取引委員会における今後の政策立案や法執行の参考とされることを目的としている。したがって、本報告書は、あくまでも本検討会の見解を示すものであり、公正取引委員会の正式な見解を示すものではない。

## 第1 はじめに

### 1 業務提携の現況

我が国は、近年、デジタルエコノミーやIoT（Internet of Things：モノのインターネット）化の進展、急速な高齢化や人口減少・労働力減少、市場縮小といった大きな社会経済環境の変化に直面している。こうした環境の変化に対応するため、各事業者は、事業効率化やイノベーション達成といった様々な課題に取り組んでいる。その際、迅速な事業遂行やコスト削減といった利点から、事業戦略上の手法の一つとして、他の事業者との関係を強化し共同で業務を遂行する「業務提携」が広く活用されている。

従来、同一業務の共同実施によるコスト削減や時間短縮、不足する業務や技術等の相互補完、経営資源の集中に向けた業務の外部委託といった事業効率化等を追求し、同業者間や取引関係にある事業者間を中心に業務提携が行われてきたところ、社会経済環境の変化を受けて、そうした取組が一層推進されている。また、近年は、成熟した社会経済において都市や交通等が抱える様々な社会課題の解決や、新たな経済活動の創出といったこれまでにない価値等を追求するなどの目的から、業種や業界の垣根を越えた業務提携も多く行われるようになってきている。このように、業務提携は、事業者がより効率性の高い事業活動を行うに当たり、重要な役割を担うようになってきている。

### 2 本検討の目的

事業者が、新商品等の開発やコスト削減等を目的に、他の事業者との関係を強化する手段は、合併、部分的資本提携（共同出資会社の設立等）、契約のみに基づくものなど様々なものがある。

このうち企業結合に関しては、競争への影響評価に係る体系的な考え方として、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（平成16年5月31日公正取引委員会）」（以下「企業結合ガイドライン」という。）が公正取引委員会から示されている。一方、企業結合には当たらない業務提携に関しては、独占禁止法第3条等の行為規制の対象となる。公正取引委員会は、業務提携に関する独占禁止法上の考え方として、平成14年に業務提携に関する実態調査<sup>1</sup>を通じて基本的な整理を行っているが、その後、独占禁止法の運用実務における理論的進展や事例の蓄積等がみられる。また、各種ガイドラインや相談事例集<sup>2</sup>にお

---

<sup>1</sup> 業務提携と企業間競争に関する実態調査報告書（平成14年2月公正取引委員会。以下「平成14年実態調査報告書」という。）

<sup>2</sup> 公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止等の観点から、事業者等が実施しようとする具体的な行為に関し個別相談に対応しているところ、事業者等の同法に関する理解を一層深めるため、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談の概要を取りまとめ相談事例集として毎年公表している（<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/index.html>）。

る個別事例の評価の中でも考え方を明らかにしているが、それらの考え方は各種業務提携の局面や論点ごとに散在している状況にある。

そもそも業務提携は、事業活動の効率化等を目的に行われるものであって、多くの場合は競争促進的な効果が期待されるものと考えられる。一方で、独立した複数の事業者が共同で業務を行うこと等に鑑みると、その態様によっては、競争制限的な効果を持つ場合もあるという性格を有するものである。業務提携による事業効率化やイノベーションが十全に実現されるためには、業務提携が多くの場合に競争促進的な効果が期待されるものであって、独占禁止法もそのような事業上の創意の発揮を妨げるものではないことを確認するとともに、独占禁止法上の問題が生じ得る場合の考え方を明らかにしておくことが非常に重要である。

このような観点から、本検討会は、業務提携に関する独占禁止法上の考え方について、既存の考え方や近年の運用実務を反映しつつ、体系的な考え方や個別類型に応じた具体的な考え方を整理するとともに、新たな関連諸課題等に関する検討を行ったものである。これにより、業務提携を活用しようとする事業者の利便性や予見可能性の向上に資するとともに、もって、独占禁止法違反行為の未然防止につながるものと考えられる。

### 3 本検討の視点・進め方

業務提携が競争に与える影響は、便宜上、業務提携により提携当事者の事業活動の一体化が進むこと自体に起因する問題と、業務提携の実施に伴って提携当事者の事業活動を一方的又は相互に制約・拘束する取決めに基づく問題の2つに大別することができる<sup>3</sup>。また、競争に与える影響は、提携関係の態様・類型（水平的な提携か垂直的・混合的な提携か、提携対象となる事業領域はどこか）により異なり得る。このため、本検討会では、こうした分類に着目・細分化しつつ整理を進めることとした。

また、これまで業務提携に関する体系的な考え方が必ずしも明確でなかったことを踏まえ、本検討会では、独占禁止法に基づき業務提携が競争に与える影響を評価する際の基本的な評価枠組み<sup>4</sup>や、その際に検討される種々の判断要素がどのようなメカニズム・過程により競争への影響を生じさせることとなるかについて明らかにすることを主たる議論の対象とした。

整理に当たっては、まず、相談事例等により既に個別に示されている考え方を整理・分析する（第2）とともに、業務提携により提携当事者の事業活動が

---

<sup>3</sup> あくまでも議論を進めるための概念的な分類であって、実際には必ずしもこのように明確に区別できるわけではない。

<sup>4</sup> このため、本報告書に取りまとめた業務提携に関する独占禁止法上の考え方は、各独占禁止法違反行為に係る構成要件の該当性・充足性を整理したものではないことに留意が必要である。

一体化するなど企業結合との類似性があることを踏まえ、企業結合に係る考え方との異同を理論的に検討する（第3）。また、例えば提携当事者間で行われる情報交換・共有のように、これまでの事例で判断要素とされてきたものであっても、競争に影響を与えるメカニズムについて詳細に論じられていなかった論点等について個別的に検討する（第4）。以上を踏まえ、業務提携に係る独占禁止法上の影響評価枠組みについて体系的整理を行う<sup>5</sup>（第5）。そして、近年みられるようになった業種横断的データ連携型業務提携に係る考え方についても検討する（第6）。

---

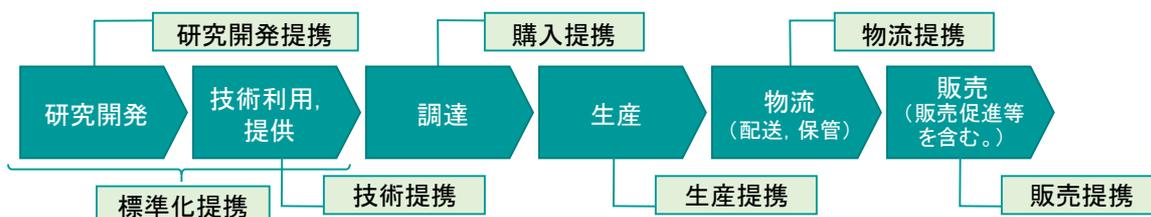
<sup>5</sup> 当該整理を踏まえ、従来広くみられてきた各種の類型についても、より具体的な考え方を整理する。

## 第2 過去の業務提携の相談事例等における考え方の整理・分析

業務提携には、特定の業務に限られない包括的な提携から特定の事業や業務に限定された提携まで多種多様なものがあり、競争に与える影響もそれぞれの形態に応じて変わり得ると考えられる。

この点、公正取引委員会は、平成14年実態調査報告書において、業務提携に関する独占禁止法上の考え方についての基本的な整理を行ったところ、その際に業務提携を形態別に「生産提携、販売提携、購入提携、物流提携、研究開発提携、技術提携、標準化提携、包括提携」の8類型に分類して調査を行い、包括提携<sup>6</sup>を除く7類型においてそれぞれ競争に与える影響について整理を行っている。現在の業務提携においても、その態様はより複雑化・高度化した面も認められるものの、事業者の事業形態や業務プロセス自体は基本的に大きく変わるものではないことから、競争に与える影響の評価に際し、大枠として当該7類型に分類して理解することは現時点においても有効と考えられる。そこで、本検討会においても、業務提携の形態を当該7類型に分類・各論化しつつ議論を行った。

なお、当該7類型の業務提携が実際の事業活動のどの場面で行われ得るかを一般的な事業フローに沿って示すと、下図のとおりとなる。



また、前述のとおり、独占禁止法又は競争政策の観点から業務提携全般を対象とした包括的なガイドラインは存在していない<sup>7</sup>が、特定の業務提携類型について参照可能な、又は、業務提携の具体的局面・論点ごとに独占禁止法上の考え方が示されているガイドラインとして、主に以下のものがある。

- 企業結合ガイドライン
- 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（平成5年4月20日公正取引委員会。以下「共同研究開発ガイドライン」という。）
- 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（平成19年9月28日公正取引委員会。以下「知的財産ガイドライン」という。）

<sup>6</sup> 生産や販売等の個別の業務に限定せず、提携対象事業の業務全般において幅広く提携を行うもの。

<sup>7</sup> 業務提携に関連するガイドラインとして、海外では例えば、欧州委員会「Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreements」（以下「水平的協力協定ガイドライン」という。）、連邦取引委員会／米国司法省「Antitrust Guidelines for Collaborations Among Competitors」（以下「競争者間の協調行為に係る反トラストガイドライン」という。）がある。

○ 標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方（平成 17 年 6 月 29 日公正取引委員会。以下「標準化・パテントプールガイドライン」という。）

○ 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成 7 年 10 月 30 日公正取引委員会。以下「事業者団体ガイドライン」という。）

さらに、前述のとおり、公正取引委員会は、事業者等が実施しようとする具体的な行為が独占禁止法上問題とならないかどうかについて個別の相談に対応しており、その中には業務提携に関する相談事例も多数含まれている。当該事例に関する独占禁止法上の考え方は、公正取引委員会が公表している相談事例集において個別に示されている。

以上を踏まえ、業務提携に関する独占禁止法上の考え方について具体的な分析・研究を行うに当たり、まずは公正取引委員会における過去の相談事例<sup>8</sup>や既存のガイドラインに示されている考え方を整理・分析すると<sup>9</sup>、その主な特徴・傾向の概要は以下のとおりであった<sup>10</sup>。

## 1 生産提携

### (1) 提携の概要

生産業務の共同化、生産品種の分担、製品の相互 OEM 供給等、各事業者が製品を共同で生産し又は他の事業者に生産を委託すること。

### (2) 過去の相談事例等における考え方の特徴・傾向

○ 販売市場でのシェアが高いことが、問題となる方向の事情として考慮されている。

○ コスト構造がある程度共通化されても価格競争を行う余地があることや、販売分野での独立した活動（価格や数量等の情報交換・共有を行わないことなど）が確保されていることが、問題とならないと判断される際の要素として頻出している。

## 2 販売提携

### (1) 提携の概要

販売事務の共同化、販売地域や販売商品の相互補完、宣伝・広告の制作や景品提供等の販売促進活動の共同実施等、各事業者が商品の販売又はそれに付随する販売促進等の活動を共同で実施すること。

### (2) 過去の相談事例等における考え方の特徴・傾向

○ 販売提携は、需要者に最も近い位置での提携関係にあり、対価の決定と

---

<sup>8</sup> 平成 12 年から平成 29 年度までの相談事例

<sup>9</sup> 当該整理の具体的な内容について、別紙 1 参照

<sup>10</sup> 以下の順序は、平成 14 年実態調査報告書において整理されていたものに倣っている。

いった重要な競争手段を直接的に共同化することが懸念される類型であり、その点が重点的に考慮されている。

### 3 購入提携

#### (1) 提携の概要

物品や資材の共同購入等、各事業者が自己の事業遂行に必要な物品等を共同で調達すること。

#### (2) 過去の相談事例等における考え方の特徴・傾向

- 共同購入の対象商品の購入市場と当該商品を利用して提供する商品・サービスの販売市場が検討対象市場とされている。
- 購入市場では、シェアや競争者の存在等が判断要素として検討され、販売市場では、シェアが高い場合におけるコスト構造の共通化や、販売価格等の情報交換・共有の可能性といった生産提携と同様の観点から検討されている。
- 業務提携への参加が自由で制限されていないといった任意性も考慮されている。

### 4 物流提携

#### (1) 提携の概要

共同配送、物流施設の共同利用等、各事業者が自己の商品等に係る物流業務を共同で実施すること。

#### (2) 過去の相談事例等における考え方の特徴・傾向

- 物流業務の調達市場と共同配送の対象商品の販売市場が検討対象市場とされている。
- 販売市場では、販売価格に占める物流経費の割合が低い場合は、共同物流自体が対象商品の価格・数量や取引先に影響を与えるものではなく、問題となる可能性は低い<sup>11)</sup>。
- 物流業務の調達市場における競争への影響については、基本的に、購入提携における購入市場と同様の観点から検討されている。

### 5 研究開発提携

#### (1) 提携の概要

共同で基礎研究、応用研究又は開発研究を行うことにより新たな技術を創出し、その技術を用いて新たな製品を開発するなど、各事業者がリスクやコストの観点から単独では実施が困難な研究開発を共同で実施すること。

#### (2) 過去の相談事例等における考え方の特徴・傾向

---

<sup>11)</sup> 事業者団体ガイドライン第2-11(2)ア

- 主に問題となるのは、競争関係にある事業者間で共同研究開発が行われる場合であり、競争関係にない事業者間で共同研究開発が行われても通常は問題となることは少ない<sup>12</sup>。
- 共同研究開発ガイドラインの考え方に基づき、基本的に、市場シェア等、研究の性格（基礎研究、応用研究、開発研究の別等）、共同化の必要性（コストの分担等）、対象範囲・期間等（対象範囲や期間が必要以上に広汎に定められていないか等）について検討されている。
- 共同研究開発ガイドラインでは、製品改良・代替品開発のための共同研究開発において、製品市場における提携当事者のシェアが20パーセント以下であれば、通常問題とならないという定量的なセーフハーバーが示されている。

## 6 技術提携

### (1) 提携の概要

各事業者がそれぞれ所有する技術のクロスライセンス<sup>13</sup>やパテントプール<sup>14</sup>による相互供与を通じて、各事業者が製品の製造等に際して必要な技術を補完すること。

### (2) 過去の相談事例等における考え方の特徴・傾向

- 水平的な提携の方が、垂直的・混合的な提携に比べて、競争者の排除につながりやすいとされ、また、競争の回避（不当な取引制限）は水平的な提携において発生することが念頭に置かれている。
- 知的財産ガイドラインでは、製品市場におけるシェアが20パーセント以下、シェア不明又はシェアの使用が不適當な場合は代替技術の権利者が4者以上であれば、通常問題とならないという定量的なセーフハーバーが示されている。

## 7 標準化提携

### (1) 提携の概要

市場の迅速な立上げ等を図るために、製品等に採用される規格を共同で策定すること。

### (2) 過去の相談事例等における考え方の特徴・傾向

- 標準化・パテントプールガイドラインでは、基本的に競争者間の行為を

<sup>12</sup> 共同研究開発ガイドライン第1-1

<sup>13</sup> 技術に権利を有する複数の者が、それぞれの権利を、相互にライセンスをすることをいう（知的財産ガイドライン第3-2(3)）。

<sup>14</sup> ある技術に権利を有する複数の者が、それぞれが有する権利又は当該権利についてライセンスを有する権利を一定の企業体や組織体に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるものをいう（知的財産ガイドライン第3-2(1)）。

想定した考え方が示されており、過去の相談事例においても垂直的・混合的な標準化提携の事例はみられない<sup>15</sup>。

- 標準化により市場の迅速な立上げや需要の拡大、消費者の利便性の向上など競争促進的な効果が見込まれる場合は、標準化活動自体が直ちに問題となるものではなく、価格の取決めや競合規格の開発制限といった付随的な制限が主に問題となる。

---

<sup>15</sup> 他方、標準化活動は、必ずしも競争者間のみで行われるものではなく、現在では業種横断的に事業者が参加する標準化活動も広く行われている。

### 第3 業務提携と企業結合の異同に係る検討（事業活動の一体化の観点から）

#### 1 業務提携と企業結合の類似性

事業者同士が一体となって事業活動を行う場合に、企業結合（一般に、企業結合では、部分的株式取得や事業譲渡、共同出資会社の設立といった様々な形態が採られ得るが、以下では、議論の単純化のため、特段の断りがない限り、企業結合ガイドラインが一義的に想定する、事業者〔又はその事業活動上の意思決定〕が完全に一体となる合併や全株式取得のようなものをいう。）のように完全に一体となり、意思決定が統一され、競争単位が減少するような場合もあれば、特定の業務についてのみ協力関係を持つ場合もある。

企業結合に関する考え方は、企業結合ガイドラインに示されているとおり、水平的な企業結合については、競争単位が減少する（すなわち、当事会社間で行われていた競争が消滅する）ため、競争に与える影響が最も直接的であるとされる<sup>16</sup>。一方、垂直的な企業結合については、一定の取引分野における競争単位が減少しないため、水平的な企業結合に比べれば競争に与える影響は大きなものとはならず、したがって、市場の閉鎖性・排他性、協調的な行動等による競争の実質的制限の問題を生じない限り、通常、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは考えられないとされる<sup>17</sup>。また、企業結合は、一度行われると、元の状態に戻すことが困難な性質があるため、その不可逆性から、事前規制に服することとされている<sup>18</sup>。

一方、業務提携は、必要な範囲の業務に限定して行われることが多く、また、契約の満了や解除などにより比較的容易に解消され得るため、提携当事者間での事業活動の一体化の程度は一般に企業結合ほどではないと考えられる。しかし、業務提携においても、一定程度、事業者同士の意思決定及びそれに伴う行動が一体化するため、水平的な業務提携であれば、提携当事者間の競争が失われる可能性がある。このため、一体化して行動することによる市場への影響については、企業結合ガイドラインの「第4-1(1)及び2」に示された考え方によって評価することが可能であり、市場における（提携当事者以外の者との）協調的な行動の可能性が高まることについては、同「第4-1(2)及び3」に示

<sup>16</sup> 企業結合ガイドライン第4-1

<sup>17</sup> 企業結合ガイドライン第5-1

<sup>18</sup> 企業結合の事前規制に関する文献について、別紙2参照

された考え方によって評価することが可能であると考えられる<sup>19</sup><sup>20</sup>。

また、垂直的な業務提携であれば、同様に、市場の閉鎖性・排他性については、企業結合ガイドラインの「第5-1(1)及び2(1)」に示された考え方によって評価することが可能であり、提携当事者以外の者との協調的な行動の可能性については、同「第5-1(2)及び2(2)」に示された考え方によって評価することが可能であると考えられる。

以上では、会社自体が完全に一体となるような企業結合と、契約に基づいて行われる業務提携を念頭に置いて述べたが、その中間にあるような、例えば少数株式取得を伴ういわゆる資本業務提携についても、市場全体に係る影響分析だけでなく、当事会社が引き続き独立して行動する余地についても着目し、取得会社が被取得会社の意思決定に重要な影響を与え、被取得会社が競争的な行動を採ることを抑制するか、取得会社が被取得会社の事業の成果に強い利害関係を有することとなり、取得会社が競争的な行動を採ることを控えるようになるか、取得会社と被取得会社との間で競争上重要な情報を共有することになるか、といったことが考慮されているとみられる<sup>21</sup>。また、企業結合ガイドラインでも、生産部門を共同出資会社によって統合する場合において、出資会社が引き続き販売を行うときには、生産費用の共通化を通じて、出資会社相互間に

---

<sup>19</sup> 業務提携と企業結合の類似性に関する文献について、別紙2参照。この点について、業務提携では事業者数が減少するわけではないので、協調的な行動による競争の実質的制限については企業結合と同様に考えられないのではないか、との指摘もあった。

<sup>20</sup> 同質財市場における水平的な提携を前提とし、供給量に関する自己と提携先事業者との協調性の度合いを示すパラメータを用いて、資本提携を伴わずに業務提携のみを行った場合、部分的資本提携（株式の持ち合い）のみを行った場合、部分的資本提携を伴う業務提携を行った場合のそれぞれについて、供給量の減少をもたらす影響を経済理論的に比較分析した。

その結果、資本提携を伴わずに業務提携のみを行った場合には、提携先事業者の供給量の変動が確実に予測され、自らも供給量を減少させた方が利潤最大化に資すると期待できるような状況（各事業者が供給量に関して協調的な行動を採る場合）の下では、市場全体の供給量が減少することが明らかとなった。また、部分的資本提携のみを行った場合には、株式の持ち合いを通じた提携当事者の利益の部分的相互保有化によって、市場全体の供給量が減少することが明らかとなった。さらに、部分的資本提携を伴う業務提携を行った場合には、協調的な行動と利益の部分的相互保有化の要因により、市場全体の供給量が最も減少することとなった。このことは、前記3つの形態のいずれにおいても、市場の競争環境や提携当事者間の競争関係によっては、供給量に関する協調的な行動や提携当事者の利益の部分的相互保有化など、事業者間の意思決定・行動の一体化を通じて、市場全体の供給量の減少を生じさせ得ることを示しており、この点において、企業結合と同様の効果が生じ得るということを示唆している。こうした点において、業務提携と企業結合の類似性を指摘し得る。詳細については、別紙3参照。

<sup>21</sup> 例えば、平成27年度における主要な企業結合事例・事例3（大阪製鐵株式会社による東京鋼鐵株式会社の株式取得）では、「当事会社グループ内の結合関係の評価」の検討において、議決権保有比率が20パーセントを超え、株主順位が単独第1位であり結合関係が認められる会社間で協調的な行動を採るようになるかどうかについて、これらの観点から検討を行っている点が参考になる。

協調関係が生じるかどうかという点を考慮することとされている<sup>22</sup>。これらを見ると、提携当事者同士が完全に一体となる企業結合から、契約の満了や解除などにより比較的容易に解消され得る業務提携まで、一体化の程度に差はあるものの、競争に与える影響についての基本的な考え方は通底していると考えられる。

## 2 企業結合とは異なる業務提携特有の性質

業務提携特有の問題として、①企業結合のように会社の結合ではなく、一定の具体的な行為を行うものであること（独占禁止法では、企業結合規制について規定する第四章ではなく、私的独占や不当な取引制限を禁じる第3条等の行為規制の対象であること）、②完全に一体化するわけではないため、提携当事者間に引き続き独立して行動する余地（例えば、水平的な生産提携であれば、販売活動での競争関係）が残されていること、という点が挙げられる。

### （1）事業活動上の具体的行為としての業務提携

前述のとおり、業務提携は、独占禁止法第3条等による行為規制の対象となるため、その違法性の判断は、今後生じ得る競争制限的な効果（及び競争促進的な効果）を一定程度将来にわたって分析・評価する企業結合規制とは異なり、現在又は既往の行為、すなわち、原則として当該判断時まで現に生じている事実に基づき行われることとなる<sup>23</sup>。

また、業務提携は必然的に共同行為であるため、単なるハードコア・カルテルとの区別が必要である。当該行為の結果、提携当事者の市場に与える影響力がどの程度強化されるか、効率性の向上がどの程度見込めるか、といった観点からみて、例えば、当該行為によって、価格の維持や引上げ、販売数量の制限など、競争を制限する効果以外に特段の効果が見込まれないような業務提携は、通常、単なるハードコア・カルテルとして、競争を実質的に制限するものとなり得る。このため、業務提携に関する独占禁止法上の考え方を体系的に整理するに当たっては、この点を明らかにしておくことが有益である。ただし、競争制限を意図していなくとも、当該行為により現に競争を実質的に制限する場合は独占禁止法上問題となり得ることにも留意する必要がある。

---

<sup>22</sup> 企業結合ガイドライン第4-2(1)ウ

<sup>23</sup> 業務提携については、実施前にその独占禁止法上の適法性について提携当事者自身で検討したり、弁護士や公正取引委員会に相談したりすることも多いと考えられる。同法第3条や第19条といった行為規制は、実際に行われた後に、事実に基づき適用されるものではあるが、実務上、事前の検討が重要である場合は、今後生じ得る競争制限的な効果（又は競争促進的な効果）を分析・評価することとなる。ただし、その場合においても、本報告書で検討する独占禁止法上の考え方が活用できることはいうまでもない。

## (2) 提携当事者間で引き続き独立して行動する余地の存在

### ア 事業活動の一体化の程度に係る評価の必要性

企業結合とは異なり、業務提携では、提携開始後も引き続き、提携当事者が基本的にそれぞれ独立して行動することが想定されている。このため、業務提携の実施により、提携当事者が独立して行動する余地がどの程度あるか、換言すれば、提携当事者の事業活動の一体化がどの程度進んでいるか（例えば、競争関係にある提携当事者間の競争がどの程度失われているか）を検討することは、業務提携に係る競争への影響評価上の大きなポイントとなる。

提携当事者の事業活動の一体化がどの程度進んでいるかを評価するに当たっては、業務提携の具体的な内容を踏まえつつ、主に、提携当事者間での重要な競争手段に係る意思決定の一体化の程度、競争上重要な情報の交換・共有やコスト構造の共通化を通じた提携当事者間の協調的な行動の可能性といった点が重要な判断要素となると考えられる<sup>24</sup>（なお、企業結合ガイドラインにおいても、例えば、共同出資会社を設立することにより生産部門を統合し、販売については各出資会社が引き続き独立して行うような場合〔すなわち、出資会社間に競争関係が残っている場合〕には、生産費用が共通化されることで出資会社間に協調的な行動を採る誘因が生じる旨の指摘がある<sup>25</sup>。）。

他方、水平的な業務提携であっても、提携当事者間の競争関係への影響が軽微であれば、市場全体に及ぼす影響が大きくなることは想定しづらい。また、垂直的な業務提携においても、意思決定や行動の独立性が失われず、提携当事者間の関係が業務提携によってそれほど影響を受けないのであれば、市場全体への影響も大きくはならないものと考えられる<sup>26</sup>。

### イ 提携当事者間での制約・拘束行為の存在

業務提携開始後も提携当事者は引き続き独立した事業主体として行動することとなるため、提携当事者間で、業務提携の実施に伴い、各提携当事者の事業活動を一方的又は相互に制約・拘束する取決めを付随的に設けることがある。したがって、提携当事者間の事業活動の一体化の観点に加え、提携当事者間におけるこうした取決めが競争に及ぼす影響についても検討

---

<sup>24</sup> 平成14年実態調査報告書では、業務提携の性格として、業務提携の目的、業務提携の内容（提携内容の包括性、競争上本質的な部分での競争の余地、競争へのインセンティブ）及び業務提携実施期間に着目して、業務提携が競争に与える影響について評価するとしている。

<sup>25</sup> 企業結合ガイドライン第4-3(1)エ

<sup>26</sup> ただし、公正競争阻害性に着目した規制である不公正な取引方法の関係については、この限りでない。

する必要がある。

例えば、提携当事者間に取引上の力関係の優劣がある場合に、一方当事者が他方当事者に対して不当に不利益な条件を課す場合や、一方当事者が他方当事者の事業活動を不当に拘束する場合などには、独占禁止法上、不公正な取引方法等の問題として検討が必要となる場合もあり得る。また、一方的な行為以外にも、提携当事者間で、商品の販売価格、販売地域、販売先等を取り決める場合には不当な取引制限の問題となり得るほか、提携当事者が提携当事者以外の者を排除する場合には私的独占や共同の取引拒絶等の問題となり得る。

## 第4 業務提携に係る個別論点の検討

後記第5において業務提携に関する独占禁止法上の影響評価枠組みを体系的に整理するに当たり、まず、競争に与える影響について検討する際の重要な判断要素に係る論点等を整理する。特に、以下の各論点のうち、情報交換・共有については、業務提携の実施に不可欠な場合があるところ、その場合であっても競争の制限につながるリスクがあり、また、コスト構造の共通化については、過去の相談事例等においても各提携当事者の事業活動の一体化の程度を検討する際の重要な判断要素として繰り返し言及されているものであるため、以下では、これらがどのようなメカニズムにより競争に影響を与えることとなるのかについて、考え方を明らかにすることとする。

### 1 業務提携に伴う情報交換・共有について

#### (1) 業務提携における情報交換・共有の意義

一般に、業務提携の準備や実施に際しては、提携当事者間で業務提携に必要な一定程度の情報交換・共有が行われる。例えば、共同研究開発においては、各提携当事者が、それぞれの持つ技術やノウハウの情報を持ち寄ることで、新しい技術や製品の開発を行うことが見込まれる。また、共同購入においては、各提携当事者が必要とする購入数量等の情報を何らかの形で集約して発注することで、ボリュームディスカウントを実現することが見込まれる。さらに、競争者同士で相互OEM供給を行うという業務提携においては、製造コスト等の削減を実現することが見込まれるが、この場合も、供給量や製造コスト等について一定の情報交換・共有が行われることになる。

このように、業務提携においては、提携当事者間で、提携して行う事業活動に必要な一定の情報交換・共有を行いつつ、事業者が単独では達成することができない効率的な事業活動が実現することを通じて競争促進的な効果をもたらすことが期待されている。

#### (2) 業務提携における情報交換・共有の問題点

一方、業務提携には、情報交換・共有に伴って市場の透明性が高まり、提携当事者が相互の行動を予測しやすくなることにより、通常、協調的な行動が助長されやすくなるという側面がある<sup>27)</sup>。

すなわち、情報交換・共有を通じて市場の透明性が高まり、提携当事者が相互の行動を予測しやすくなると、まず、提携当事者間で協調的な行動を採ることができる条件（互いにどのような取引条件〔価格設定等〕であれば協

<sup>27)</sup> あわせて、垂直的・混合的な業務提携では、提携当事者間での情報交換・共有を通じた競争者の排除が生じ得る点も指摘される（後記第5-3(2)ア参照）。

調的な行動を採ることができるか等) について共通認識を持つようになる可能性がある。また、提携当事者が互いに協調的な行動からの逸脱があったかどうかを監視することができるようになり、逸脱行動があった場合に、それに対する報復を適時に行うことが容易になる。このような状況下において、提携当事者が長期的視点で利益を確保していこうとするときは、通常、単独で自己の利益の最大化を図るよりも、互いに協調して行動することにより共同の利益を最大化し、その利益を分け合った方が得られる利益が大きくなるため、協調的な行動が助長されやすくなるとされている<sup>28</sup> <sup>29</sup>。一般的に、交換・共有される情報の内容が、価格、数量、コストや需要等、競争上重要な情報であるほど、事業者が相互の行動を予測しやすくなり<sup>30</sup>、また、情報交換・共有の態様として、情報交換・共有の頻度が高いほど、事業者間で相互の行動を予測しやすくなる。

また、一般的に、協調的な行動が助長されやすい市場の構造として、例えば、透明性が高い、集中度が高い（寡占的）、安定的である（需給の変動が少ない）、対称性が高い（コスト構造、シェア、製造する製品等が同質的）、といった要素を備える市場が考えられる。そのような場合に、情報交換・共有により、市場の透明性が高まり、協調的な行動が助長されるおそれも一層高まると考えられる<sup>31</sup>。

業務提携では、その円滑な実施のために一定程度の情報交換・共有が行われることが通常であると考えられることから、前述のように、交換・共有される情報の内容、交換・共有の態様、市場の構造といったことを踏まえつつ、提携当事者間での協調的な行動が助長され得るかどうかを考慮する必要がある。また、情報交換・共有の競争に与える影響については、情報交換・共有がなかった場合にどのような競争が行われたかを検討することも有益である。

---

<sup>28</sup> 企業結合ガイドライン第4-1(2)、第5-1(2)、田辺＝深町「企業結合ガイドライン」（商事法務）108～110頁、198～201頁及び欧州委員会・水平的協力協定ガイドライン パラグラフ 66、67 参照。

<sup>29</sup> 小田切宏之「競争政策論（第2版）」（日本評論社）第3章「共謀と協調」参照。

<sup>30</sup> 公正取引委員会の事前相談に対する回答「スターアライアンス加盟航空会社8社における情報共有について」（平成23年10月21日）においては、スターアライアンスと称する航空会社の連合に加盟する航空会社のうち8社が、一定の販売実績データについて、各社の契約法人ごとの6か月間の販売合計額をサービス会社に任意に報告し、サービス会社は8社それぞれの販売合計額を合算した額のみを8社に提供するという情報交換・共有について、合算額のみを提供するものであること、8社のうち複数社がサービス会社に職員を派遣しているが、各航空会社とサービス会社との間の契約で守秘義務が定められていること、サービス会社と出向者との間でも守秘義務が定められており、サービス会社が収集した8社それぞれの情報が8社に還流しないようにすることから、独占禁止法上問題ないと回答している。

<sup>31</sup> 欧州委員会・水平的協力協定ガイドライン パラグラフ 77 以下参照。

### (3) 情報交換に関するこれまでの実務上の考え方

情報交換に関するこれまでの実務における考え方としては、以下のようなものがある。

#### ア ガイドライン

公正取引委員会のガイドライン<sup>32</sup>では、事業者団体の情報活動について、商品知識、技術動向、経営知識等を構成事業者や消費者等に提供する活動のうち、独占禁止法上特段の問題を生じないものの範囲は広いとしつつ、競争関係にある事業者間において、現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間での予測を可能にするような効果が生じる場合には独占禁止法違反となるおそれがあるとしている<sup>33</sup>。

そして、そのような情報活動を通じて構成事業者間に競争制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、又はこのような情報活動が手段・方法となって競争制限行為が行われていれば、原則として違反となるとしている<sup>34</sup>。

これは事業者団体の活動についてのガイドラインであるが、業務提携における情報交換・共有の競争上の問題を検討する際にも参考になる。

#### イ 事前相談

公正取引委員会の事前相談では、寡占市場で9割のシェアを有する事業者2社が相互OEM供給を行う事例において、製造コスト等事業活動を行う上で重要な情報を知り得ることは、提携当事者のシェアからすれば競争に与える影響が大きいとし、それを理由の一つとして独占禁止法上問題となつたものがある<sup>35</sup>。

また、事業者団体に関するものとして、その会員である2社のみが製造する製品について、当該団体が作成する需要に関する年間見通しを会員に示すとともに、当該団体が会員に報告を求めることにより算出する月ごとの生産・出荷実績の合計値を会員に知らせたいとした事例において、公正取引委員会は、当該団体が、その製品について生産・出荷実績の合計値を

<sup>32</sup> 事業者団体ガイドライン第2-9

<sup>33</sup> このような情報交換の例として、「構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量の具体的な計画や見通し、顧客との取引や引き合いの個別具体的な内容、予定する設備投資の限度等、各構成事業者の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報について、構成事業者との間で収集・提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進すること。」が挙げられている（事業者団体ガイドライン第2-9-2）。

<sup>34</sup> 事業者団体ガイドライン第2-9(2)

<sup>35</sup> 平成13年相談事例集・事例8

会員に明らかにすることにより、当該2社にとって、互いの生産・出荷量が明らかになること、需要見通しを示すことにより、当該2社が現在又は将来における互いの生産・出荷量について予測することを容易にするおそれがあることを理由に、独占禁止法上問題となるおそれがあるとしたものがある<sup>36</sup>。

#### ウ 法的措置

公正取引委員会による不当な取引制限に対するこれまでの法的措置においては、価格引上げ等の合意形成の過程<sup>37</sup>又は合意の実効性確保手段<sup>38</sup>としての情報交換・共有の存在に着目した上で、当該合意による事業活動の相互拘束をもって違反事実が認定されていることがうかがえる。

#### エ 欧米での例

欧米では、情報交換活動に対しては、カルテル形成の道具や状況証拠として取り扱うだけでなく、違法行為類型の一つとして捉えることがあるとされる<sup>39</sup><sup>40</sup>。

#### (4) 前記を踏まえた業務提携における情報交換・共有に関する考え方

業務提携における情報交換・共有は、前記(1)及び(2)のとおり、業務提携の円滑な実施のための手段として用いられることにより、効率性の向

<sup>36</sup> 事業者団体の活動に関する主要相談事例（平成11年度）・事例21

<sup>37</sup> 例えば、東芝ケミカル事件（東京高裁判決平成7年9月25日）では、銅張積層板の販売価格の引上げに関して情報交換や意見交換を行ってきたこと、その結果として需要者に対する販売価格引上げに向けて一致した行動がとられたことから、商品価格の協調的引上げにつき「意思の連絡」による共同行為が存在したとされ、独占禁止法第3条（不当な取引制限）違反とされた。

また、種苗カルテル事件（東京高裁判決平成20年4月4日）では、元詰め種子について、事業者団体が決定した基準価格に従って各社の「価格表価格」を設定するという内容の合意が認定されているが、その前提として、作柄状況、市況等の情報交換を行っていたことや、等級・取引形態に応じて設けられた区分ごとに決定された基準価格について、前年度の基準価格からこれを引き上げるか、引き下げるか又は据え置くかについてアンケート調査を行うほか、意見交換を行っていたことなどが認定されている。

<sup>38</sup> 例えば、ポリプロピレンカルテル事件（公正取引委員会審判審決平成22年2月24日）や異性化糖カルテル事件（公正取引委員会審判審決平成28年4月15日）では、値上げの実施状況を確認するための情報交換が行われていたことが認定されている。

<sup>39</sup> 齊藤高広「情報交換活動規制における違法性判断基準—EU競争法における展開を中心に—」（日本経済法学会年報第33号「企業結合規制の新たな課題」）136頁参照。

<sup>40</sup> EUにおける例：UKトラクター事件（Case C-7/95P, John Deere Ltd v. Commission）等、米国における例：コンテナ事件（US v. Container Co. of America, 393 U.S. 333）等。UKトラクター事件について、齊藤高広「EU競争法における情報交換活動の規制（二）」（法学新報第117巻第9・10号抜刷）185頁以下、コンテナ事件について、齊藤高広「反トラスト法における情報交換活動の規制(1)」（比較法雑誌第37巻第1号抜刷）172頁以下参照。

上に資する面がある一方で、市場の透明性を高め、通常、提携当事者が相互の行動を予測することを容易にし、協調的な行動が助長されやすくなる面もある。

他方で、前記（３）のとおり、独占禁止法の適用に当たっては、これまで、カルテル（不当な取引制限）の成立には価格引上げ等に係る合意（ないし意思の連絡<sup>41)</sup>）の存在が必要であって、情報交換・共有それ自体は、違反行為ではなく<sup>42)</sup>、価格引上げ等に係る合意の存在を示すための間接事実の一部と取り扱われてきたとみることができる。

この点、事業者が情報交換・共有を行っている場合に、価格引上げ等に係る合意（ないし意思の連絡）がないため、情報交換・共有を行うことそれ自体が独占禁止法上問題とはならない場合であっても、交換・共有される情報の内容、交換・共有の態様及び市場の構造によっては、競争者間の協調的な行動を助長し、競争制限に係る合意形成に至りやすい環境が醸成される特性があることから、事業者においては、業務提携の準備や実施に際して交換・共有される情報の内容や取扱い等には注意が必要である。

以上のように、業務提携を行う際には、提携当事者間で一定の情報交換・共有が行われるのが通常であるところ、これにより、円滑な業務提携が行われ、競争促進的な効果を得られることが見込まれる一方で、協調的な行動のリスクが高まるという側面も同時に存在する。そのため、事業者においては、業務提携を行うに際し交換・共有される情報が当該業務提携の実施に必要な

---

<sup>41)</sup> 前掲東芝ケミカル事件では、「(法2条6項)にいう『共同して』に該当するというためには、複数事業者が対価を引き上げるに当たって、相互の間に『意思の連絡』があったと認められることが必要であると解される。しかし、ここにいる『意思の連絡』とは、複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価の引上げを他方が単に認識、認容するのみでは足りないが、事業者間相互で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要でなく、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りる」とされている。

<sup>42)</sup> ただし、外形的には情報交換・共有であったとしても、交換・共有される情報が販売価格の引上げといった競争上重要な情報である場合には、前掲東芝ケミカル事件の判旨に照らし、独占禁止法違反となる競争制限的な合意（ないし意思の連絡）と評価されることもあり得る。

例えば、値上げの公表前に値上げ金額及び値上げ実施日を他社に連絡したことについて、「単なる値上げに関する情報交換にすぎず、カルテルの合意ではない」とする原告の主張に対し、「企業にとって、自社の製品の値上げ幅、値上げの実施日及び値上げの公表日は営業戦略上の重要機密であって、これらの詳細をライバル企業間でお互いに情報提供し合うことは、値上げについて共同歩調をとる目的以外の目的は通常は考え難いというべきであって、現に、情報提供から間を置かず、同じタイミングで、ほぼ同内容の値上げが行われていることに照らしても、(中略)原告の主張は採用できない。」と判示された事例がある（塩化ビニル管及び同継手価格カルテル事件〔東京高裁判決平成29年6月30日〕）。

なお、情報交換・共有を行うという合意（ないし意思の連絡）があり、それが競争の実質的制限をもたらしているといえる場合があれば、現行の独占禁止法上も問題にできる余地があるのではないかと指摘もあった。

範囲のものとなっているか（生産提携において販売価格の情報まで共有することになっていないか等）を検討するとともに、競争上重要な意味を持つ情報を交換・共有する必要がある場合には、情報遮断措置を含めた情報の取扱方法も検討する必要がある（後記（５）参照）。

なお、業務提携の実施に不可欠な情報交換・共有であったとしても（そして、可能な限りの情報遮断措置等を講じたとしても）、交換・共有される情報の内容、交換・共有の態様及び市場の構造に照らして、提携当事者間の協調的な行動を助長し得るものであれば、独占禁止法上の問題を排除し得ない場合もあり得る。

#### （５）具体的な対応策

例えば、競争者同士で相互OEM供給を行う場合に、製造コストに関する情報が販売部門に共有されると、業務提携の相手方の販売価格を推測することが容易になり、提携当事者双方の販売担当者間において協調的な行動が助長される場合があり得る。このように、業務提携において情報が交換・共有されることにより、当該情報を用いて競争制限的な行為が行われやすくなることが考えられる。

そのため、提携当事者においては、情報交換・共有を行おうとするときは、カルテル等の問題を誘発しないよう適切な情報管理（情報遮断措置等）を講じることが重要となる。業務提携における情報遮断措置として、例えば、部門間におけるファイアウォールの設置<sup>43</sup>、業務提携に関係する者との秘密保持契約の締結<sup>44</sup>、業務提携に従事する者の情報へのアクセスの制限<sup>45</sup>などが過去の相談事例に見られるほか、情報管理者の設置、業務提携に従事する者を一定期間関係部門に配置しない人事上の対応等を採ることが考えられる。

---

<sup>43</sup> 独占禁止法に関する相談事例集（平成 28 年度）・事例 7（食料品メーカー 2 社が配送業務を共同化する際に、配送を行うそれぞれの物流子会社に対しては商品の販売価格に関する情報を一切伝えないこと、配送先、数量等の配送上必要となる情報は当該物流子会社間でのやり取りに限定し、当該メーカー 2 社には当該情報が伝わらないよう情報遮断措置を採ることを理由の一つとして、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例）。

また、独占禁止法に関する相談事例集（平成 29 年度）・事例 8（家電製品メーカー 6 社が物流業務の共同化を検討する際に、当該検討を限られた部門・人員で行い、検討に必要な情報は当該部門・人員内のみで共有するという情報遮断措置を採ることを理由の一つとして、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例）。

<sup>44</sup> 平成 13 年相談事例集・事例 6（食品メーカー A 社が 100 パーセント子会社である共同配送センターを設立し、当該センターを利用して他の食品メーカーと共同配送を行う場合に、A 社を含む各食品メーカーと当該センターとの間で、取引に関する情報〔価格、数量等〕を漏洩又は交換しない旨の条項を含む契約を締結すること、当該センターの従業員は取引に関する情報を取得できないシステムにすること等の対策を施すことを理由の一つとして、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例）。

<sup>45</sup> 脚注 44 に同じ。

また、企業結合については、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合に、当事会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講じることによって、その問題を解消することがある。企業結合ガイドラインでは、問題解消措置の類型の一つとして情報交換・共有を遮断することが例示されており<sup>46</sup>、実際に情報遮断措置が採られることを前提に独占禁止法上の判断を行っている例もある<sup>47</sup>。

## 2 コスト構造の共通化について

### (1) コスト構造の共通化の問題点

生産や購入、物流等の業務において提携を行う場合、提携により規模の経済が働くなどして、効率化が図られることが期待される。通常、事業者間でこれらの業務提携が行われるのは、このような効率性を追求するためである場合が多いと考えられる<sup>48</sup>。その反面、これらの業務提携により、製品の製造コストの構造が各提携当事者間で一定程度共通化されることとなる。

提携当事者間でコスト構造が共通化されると、提携当事者間で相互にコスト情報が共有されることとなり、これにより、前記1(2)のとおり、提携当事者間において、協調的な行動からの逸脱に対する監視が可能になり、逸脱行動があった場合に適時に報復を行うことができるようになる場合があると考えられる<sup>49</sup>。このため、コスト構造の共通化により、通常、提携当事者間において協調的な行動が助長されやすくなるという問題がある<sup>50</sup>。

また、コスト構造の共通化は、提携当事者間でのコストの一定部分の同一化を意味するところ、提携当事者双方のコスト削減を図るという重要な競争手段に係る意思決定について、これらが一体化することにもなる。

---

<sup>46</sup> 「商品の生産は共同出資会社において行うが、販売は出資会社がそれぞれ行うこととしている企業結合の場合、出資会社相互間及び出資会社と共同出資会社間において当該商品の販売に関する情報の交換を遮断すること（中略）により、企業結合によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるという問題を解消することができる」と判断される場合がある。」（企業結合ガイドライン第6-2(2)イ）

<sup>47</sup> 平成29年度における主要な企業結合事例・事例2（日立金属株式会社による株式会社三徳の株式取得）。また、平成29年度における主要な企業結合事例・事例4（ブロードコム・リミテッドとブロードコム・コミュニケーションズ・システムズ・インクの統合）。

<sup>48</sup> なお、効率化が図られる場合でも、それが需要者の利益になるようなものであって始めて独占禁止法上の競争に与える影響の判断において考慮されることになる（企業結合ガイドライン第4-2(7)）。

<sup>49</sup> 例えば、コスト構造が共通化されている提携当事者のうち一部の者が値下げを行うという競争的行動を採った場合に、それがコスト構造を反映したものではないことが他の提携当事者には分かるため（監視が可能）、報復を行うことが可能となると考えられる。

<sup>50</sup> なお、コスト情報は、価格や生産量などに並んで（又はそれに次いで）競争上重要な戦略的情報であり、このような情報の共有は競争上の懸念を生み出すおそれがあることについて、欧州委員会・水平的協力協定ガイドライン パラグラフ 78, 86 及び連邦取引委員会／米国司法省・競争者間の協調行為に係る反トラストガイドライン 3.31(b) 参照。

## (2) 前記を踏まえた考え方

以上のように、コスト構造が共通化することにより、独占禁止法上の問題が生じる場合も想定されるが、業務提携においては、その態様は案件ごとに様々である。例えば、共同生産を行う場合においては、製品の単位当たりの製造コストに占める共通化される部分の割合や、生産量全体に占める共同生産される製品の割合も、それぞれ様々であり、それらを掛け合わせた総合的なコストの共通化割合も、事案により高いものから低いものまで様々である。

また、市場の状況も、透明性が高い、集中度が高い（寡占的）、安定的である（需給の変動が少ない）、対称性が高い（コスト構造、シェア、製造する製品等が同質的）といった、事業者の行動を予測しやすい市場もあれば、そうでない市場もある。したがって、仮にコスト共通化割合<sup>51</sup>が低くとも、そうした市場の状況や、その他の情報交換・共有が活発に行われることにより、監視や報復が容易になる場合も想定し得る。

さらに、コスト構造の問題がどの程度重要な競争手段に関わるかについても、個別具体的な事案により変わり得る。一般にコストは重要な競争手段の具体的な要素であるが、例えば、品質、デザイン、ブランド等の非価格競争手段が重視される場合や、製品差別化の程度が高く需要者にとって価格差の把握が難しい場合などにおいては、コスト自体が持つ競争上の重要性は相対的に低下すると考えられる。

このため、コスト共通化割合は、前記のように、協調的な行動を助長しやすくする要素及び重要な競争手段に係る意思決定を一体化し得る要素の一つであるといえるが、その高低のみから当該業務提携の独占禁止法上の問題の有無を判断することは適当でなく、他の要素（市場の状況、情報交換の頻度等の情報交換・共有の態様等）と併せて、総合的に考慮されることになる。

## 3 イノベーションに与える影響について

我が国の経済は高度成長や不況を経験し、成熟したものとなっているが、現在、経済のグローバル化、デジタルエコノミーや IoT の進展といった我が国を取り巻く環境の中であって、急速な高齢化や人口の減少、市場の縮小、生産性の低さといった諸課題を解決し、更に経済を発展させ、国民生活を豊かにするためには、イノベーションを不断に起こしていく必要がある<sup>52</sup>。例えば、近年、第四次産業革命とも呼ばれるイノベーションが起きているところ、人工知能（AI）関連技術の高度化等により、大量のデータを解析することで新たな商

---

<sup>51</sup> 生産提携であれば、“製品の単位当たりの製造コストに占める共通化される部分の割合”と“生産量全体に占める共同生産される製品の割合”を掛け合わせたもの。

<sup>52</sup> 公正取引委員会委員長 杉本和行「独占禁止法施行 70 周年談話」（平成 29 年 7 月 20 日）第 4 参照。

品・サービスの開発が実現するといったイノベーションの活発化もみられる。

このようなイノベーションを起こす際に、迅速な事業遂行やコスト低減、リスク分散といった観点から、事業戦略上の手法の一つとして業務提携が活用されており、業務提携に関する独占禁止法上の考え方を整理する際には、業務提携がイノベーションに与える影響を検討することも重要であると考えられる。この点、共同研究開発は、一般的には、提携を通じて研究開発活動を活発で効率的なものとし、技術革新を促進するものと考えられる<sup>53</sup>が、個別の状況によっては、提携当事者又は他の事業者のイノベーションを阻害する場合もあり得る<sup>54</sup>。すなわち、一般に、研究開発に係る業務提携はイノベーションや効率性の達成に資すると考えられ、多くの場合、独占禁止法上問題を生じることとはならないと考えられる。他方で、例えば、提携当事者間で、共同研究開発のテーマ以外のテーマの研究開発を合理的理由なく制限したり、共同研究開発の成果（技術）を利用した別途の研究開発を制限したりする場合には、研究開発活動を不当に拘束し、イノベーションに悪影響を与えることとなる。

独占禁止法では、公正かつ自由な競争の促進により、「事業者の創意を發揮させ」ることに価値を認めており<sup>55</sup>、事業活動において重要な要素である研究開発活動や、それによって促進されるイノベーションが阻害される場合には、独占禁止法上問題となり得る。実際、我が国の企業結合事案では、当事会社が研究開発に関する他の事業者の情報を入手し、それが製品の開発に用いられることで、当事会社が当該製品の製造販売市場において不当に有利になることが懸念され、そのような懸念を他の事業者が持つことにより、他の事業者が共同研究開発の意欲を失うことを考慮しているものがある<sup>56</sup>。また、海外では、近年、企業結合がイノベーションを阻害することとなるかどうかに着目し、そのような懸念がある場合には問題解消措置を採らせる事例が複数みられるようになってきている<sup>57</sup> <sup>58</sup>。さらに、公正取引委員会のガイドラインでも、ライセン

---

<sup>53</sup> 共同研究開発ガイドライン「はじめに」の1

<sup>54</sup> 参考として、欧州では、自動車メーカー数社が共謀して排気ガスの有害物質を低減させる技術の発展を制限したとして、当該自動車メーカーに異議告知書を送付するという事件がある（2019年4月5日欧州委員会）。

<sup>55</sup> 独占禁止法第1条には、「この法律は（中略）公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、（中略）以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする」とある。

<sup>56</sup> 平成28年度における主要な企業結合事例・事例8（ラム・リサーチ・コーポレーションとケーエルエー・テンコール・コーポレーションの統合）。公正取引委員会が競争への影響に関する懸念を当事会社に伝えた後、当事会社はこの統合計画を撤回している。

<sup>57</sup> ダウ・ケミカル・カンパニーとイー・アイ・デュポン・ドゥ・ヌムール・アンド・カンパニーの合併計画（2017年3月27日欧州委員会）、武田薬品工業株式会社によるシャイアーplcの買収計画（2018年11月20日欧州委員会）、バイエルAGによるモンサント・カンパニーの買収計画（2018年3月21日欧州委員会）など。

<sup>58</sup> 国内外の事例について、別紙4参照。

スに当たって非係争義務などを付することによって、ライセンシーの研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害することが、公正競争阻害性の判断において考慮される旨の記述<sup>59</sup>や、共同研究開発の成果である改良発明等を他の参加者に譲渡する義務を課すこと等が、当該成果の改良のための研究開発のインセンティブを減殺させるものであって、公正競争阻害性が強いとの記述<sup>60</sup>がある。

業務提携に対する独占禁止法の適用は、業務提携という行為を行った場合に同法第3条又は第19条の違反を問えるかという問題になるため、競争に与える効果としては、第3条違反であれば、一定の取引分野における競争の実質的制限の有無が問題となり、第19条違反であれば、公正競争阻害性の有無が問題となる。一定の取引分野における競争の実質的制限や公正競争阻害性の有無を検討するためには、業務提携により影響が生じる市場がどこであるかを考えなければならないが<sup>61</sup>、この点、知的財産ガイドラインにおいては、「なお、技術の利用に係る制限行為が、技術の開発をめぐる競争にも影響を及ぼす場合もあるが、研究開発活動自体に取引や市場を想定し得ないことから、技術開発競争への影響は、研究開発活動の成果である将来の技術又は当該技術を利用した製品の取引における競争に及ぼす影響によって評価することになる」とされている<sup>62</sup> <sup>63</sup> <sup>64</sup>。

業務提携（という行為）を行うことでイノベーションが阻害された場合に、それにより影響を受ける製品や技術がどのようなものであるか不明なものもあ

---

<sup>59</sup> 知的財産ガイドライン第4-5(6)

<sup>60</sup> 共同研究開発ガイドライン第2-2(2)イ②

<sup>61</sup> 私的独占や不当な取引制限における競争の実質的制限の有無を検討する場合は、独占禁止法上の要件として「一定の取引分野」を画定する必要があるが（同法第2条第5項及び第6項参照）、不公正な取引方法における公正競争阻害性の有無を検討する場合は、このような要件自体はない。

<sup>62</sup> 知的財産ガイドライン第2-2(3)

<sup>63</sup> 米国では、競争者間の協定がイノベーションに与える影響を持ち得る場合に、商品・役務市場の分析では適切に対応できないときは、イノベーション市場（innovation market）を画定し分析する場合があるとしている（連邦取引委員会／米国司法省・競争者間の協調行為に係る反トラストガイドライン 3.32(c)）。また、欧州では、研究開発協定がイノベーションに与える影響について、現実に存在している製品・技術市場における現実の又は潜在的な競争を分析することでは十分に評価できない場合に、①競争関係にある研究開発軸（R&D poles：新製品・技術の開発に向けた研究開発活動）が特定できる場合は、当該協定を行った後に十分な数の研究開発軸が残存するかによって評価し、②研究開発軸が特定できない場合は、イノベーションに与える影響を評価するのではなく、当該協定に関する実在の製品・技術市場への評価に限定するとしている（欧州委員会・水平的協力協定ガイドライン パラグラフ 119-122）。

<sup>64</sup> なお、「一定の取引分野」について、問題となった商品に複数の用途がある場合に、実際には需要者が存在せず取引が行われていない用途の部分についても、需要者の新規参入の可能性が否定できないこと等を理由として、これ（潜在的供給）を含む一定の取引分野を認めた事例として、旭硝子資料事件（東京高裁判決昭和61年6月13日）参照。

れば、それまでの提携当事者の研究開発活動、既に保有している技術や生産している製品等から推測可能なものや、相当な確度で具体的に市場への投入が見込まれるため市場化されたとみなせるものまで、様々あると考えられる。これまで、そして現に提携当事者が行っている研究開発活動、保有している技術や生産している製品、現に活動している市場における他の事業者の研究開発活動等の状況などから、当該業務提携によって提携当事者や他の事業者の研究開発活動の意欲が減退するなどした場合に、どのような技術や製品について、どのような悪影響が生じるかを相当程度具体的に予見できる場合は、競争に与える影響の評価において、これを考慮することができると考えられる。

例えば、海外事例<sup>65</sup>にみられるように、参入障壁が高く、1つの技術や製品の研究開発に高いコストと長い年月がかかり、プレーヤーも限られており、当該研究開発によってどのような新技術・新商品が世の中に出てくることになるのかについて予測可能性が高いような場合は、そのような新技術・新商品<sup>66</sup>で市場を画定することが可能な場合もあり<sup>67</sup>、業務提携によって見込まれる競争促進的な効果も勘案しつつ、当該研究開発の意欲が減退し、イノベーションへの悪影響が生じることで、当該市場における競争が制限されると評価できる場合もあると考えられる。このような場合は、参入障壁の高さや競争者の数といった事情に加え、これまで提携当事者間で活発な競争が行われてきたかどうか、また、市場全体における競争者のイノベーションを起こす力などが競争に与える影響等も判断要素になるのではないかと考えられる。

他方で、将来生み出される商品やサービスが具体的に予見できるとまではいえない状態であっても、事業者間で活発な研究開発活動が行われている場合もある。そのような状況において、業務提携の内容が研究開発の意欲を減退させ、イノベーションに悪影響を与えるようなものである場合には、独占禁止法上問題にすべきとも考えられる（この場合、現に生じている取引や市場における競争に与える影響によって評価するという従来の独占禁止法上の解釈との整理が必要となる。）。具体的な判断は事案ごとに事実に基づいて行われるが、例えば、業務提携によって、新しい商品やサービスの開発や抜本的な改良などといったイノベーションに必要な投入物（資金、データ、技術、人材等）が提携当事者に集積され、他の事業者には入手困難となることで、イノベーションが阻害されるような場合は、当該業務提携によって見込まれる競争促進的な効果も勘案しつつ、そのような提携は研究開発競争を制限する効果があると評価されることがあると考えられる。そのような場合は、資金、データ、技術、人材等がイ

---

<sup>65</sup> 脚注 57 に同じ。

<sup>66</sup> 「パイプライン製品」などと呼ばれることもある。

<sup>67</sup> 我が国の企業結合事案においても、近時、このような運用がみられる（平成 30 年度における主要な企業結合事例・事例 3〔武田薬品工業株式会社によるシャイアー・ピーエルシーの株式取得〕）。

ノーションに必要とされる程度やその提携当事者への集積の状況，他の事業者の利用可能性などが，競争に与える影響の判断要素になるのではないかと考えられる。

## 第5 業務提携に関する独占禁止法上の考え方

以上を参考にすると、業務提携に関する独占禁止法上の一般的な考え方は、提携当事者の事業活動の一体化という企業結合に類似した観点からは、大きな枠組みとして、企業結合ガイドラインの考え方を踏まえつつ、提携当事者の事業活動の一体化の程度がどこまで進むかといった業務提携特有の性質も取り入れて考えるのが適当と考えられる。

すなわち、水平的な業務提携においては、まず、業務提携による提携当事者の事業活動の一体化の程度について、提携当事者間の競争がどの程度制限されるかという観点から評価する。提携当事者間の競争が制限される場合には、これが市場全体に与える影響について、提携当事者が一体化して行動することによる影響及び提携当事者が競争者と協調的な行動を採る可能性の観点から評価することとなる。

一方、垂直的・混合的な業務提携においては、まず、業務提携による提携当事者の事業活動の一体化の程度について、閉鎖性・排他性等が生じるかという観点から評価する。提携当事者間で閉鎖性・排他性等が生じる場合には、これが市場全体に与える影響について、市場の閉鎖性・排他性の可能性及び提携当事者が競争者と協調的な行動を採る可能性の観点から評価することとなる。

また、企業結合とは異なり、水平的な業務提携及び垂直的・混合的な業務提携双方において、提携当事者は業務提携開始後も引き続き独立して行動することを踏まえ、業務提携の実施に伴って各提携当事者の事業活動を一方的又は相互に制約・拘束する取決めがなされることについても検討する。

このような業務提携に関する独占禁止法上の影響評価枠組みを、各判断要素を含めて体系的に整理すると、概要、以下ようになる。

### 1 検討対象市場

業務提携では、提携する事業に関連する様々な市場（例えば、販売市場、購入市場、技術市場）への影響が考えられるところ、競争に与える影響を検討すべき市場として取り上げる市場については、具体的な業務提携の態様をみて定めることとなる。

なお、イノベーションに与える影響を評価する場合の検討対象市場の考え方については、前記第4-3を参照。

### 2 ハードコア・カルテルとの区別

業務提携においては、各提携当事者が引き続き独立して事業活動を行うこととなり、業務提携により達成されるコスト削減等の効率化を通じて競争促進的な効果が期待されるものである。しかし、業務提携は必然的に複数の事業者間で事業活動を一定程度共同化するものであることを踏まえると、価格の維持や

引上げ、販売数量の制限等、競争を制限する効果以外に特段の効果が見込まれないようなものは、通常、単なるハードコア・カルテルと捉えられる。

### 3 競争への影響評価

業務提携は、事業活動の効率化等を目的に行われるものであって、多くの場合は競争促進的な効果が期待されるものと考えられる。一方で、その態様によっては、競争制限的な効果を持つ場合もあり得るため、競争への影響について、以下のとおりの評価することとなる。

#### (1) 水平的な業務提携

以下のア及びイのとおり各提携当事者の事業活動の一体化の観点から競争に与える影響を評価した上で、更にウのとおり業務提携に伴う提携当事者間の取決めについても競争に与える影響を評価し、競争を実質的に制限する又は公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法上問題となり得る。

#### ア 提携当事者間の関係に与える影響の評価

業務提携が競争に与える影響を評価する際は、まず、提携当事者間において事業活動がどの程度一体化しているかに着目して検討する。具体的には、水平的な業務提携では、提携当事者が競争関係にあるため、業務提携によって提携当事者間の競争がどの程度制限されるかを検討する。

なお、一般的には、提携当事者間の競争関係に与える影響が小さい場合、市場全体に与える影響も大きくはならないことが多い。

これらを踏まえ、提携当事者の事業活動の一体化の程度について評価する際には、主に以下の判断要素を総合的に勘案することとなる。

#### ○ 重要な競争手段に係る意思決定の一体化

生産・販売等の多段階で包括的に提携する場合など、業務提携の内容として、生産数量や価格といった重要な競争手段に係る意思決定の一体化が図られている場合には、提携当事者間での競争の余地が減殺される可能性がある。

また、業務提携により提携当事者双方のコスト構造が共通化されると、提携当事者間において、コスト削減という点で、重要な競争手段に係る意思決定が一体化し得る（コスト構造の共通化により重要な競争手段に係る意思決定が一体化し得るメカニズムについては、前記第4-2参照）。

#### ○ 協調的な行動を助長する可能性

提携当事者間で情報交換・共有が行われると、通常、協調的な行動が助長されやすくなる（情報交換・共有により協調的な行動が助長されや

すくなるメカニズムについては、前記第4-1参照)。

また、競争者の行動を予測しやすい市場において、各提携当事者のコスト構造が共通化されると、同様に、通常、協調的な行動が助長されやすくなる(コスト構造の共通化により協調的な行動が助長されやすくなるメカニズムについては、前記第4-2参照)。

○ 実施期間など業務提携の広がり

業務提携の期間や提携当事者に制限を課す期間が長期にわたるものか短期で終了するものかといった点、また、対象商品等のうち実際に提携対象となるものの割合(例えば、全量OEM供給か一部OEM供給にとどまるか)や、提携の対象となる地理的範囲(例えば、全国を地理的市場とする商品等につき、一部の地域のみでの提携にとどまるか)も考慮される。一般論として、業務提携の広がりが大きい場合は、競争に与える影響が大きい。

イ (提携当事者間の競争が制限される場合) 市場全体に与える影響の評価  
(ア) 提携当事者間の競争が失われ一体化して行動することによる市場への影響の可能性<sup>68</sup>

水平的な業務提携により提携当事者間の競争が失われ、一体化して行動することによる市場への影響の考え方については、商品が同質的か差別化されているかに応じて、典型的には以下のように考えられる。

検討対象市場において販売される商品が同質的なものである場合、業務提携によって提携当事者間の販売競争が消滅し、提携当事者が当該商品の価格を引き上げたときに、提携当事者以外の事業者が当該商品の価格を引き上げなければ需要者は購入先を当該他の事業者に移すので、通常、提携当事者が市場支配力を形成、維持又は強化することにはなりにくい。しかし、提携当事者の供給能力が大きいのに対し、他の事業者の供給能力が小さい場合等には、需要者が購入先を他の事業者に移すことが困難になるときがあり、そのようなときには提携当事者が市場支配力を形成、維持又は強化していると評価し得ると考えられる。

当該商品が差別化されている場合、需要者は、あるブランドの商品の価格が引き上げられたときに、代替性のある他のブランドであれば一様に購入対象とするわけではなく、次に好ましい(代替性が高い)ブランドの商品が購入されると考えられる。そのため、提携当事者が、あるブランドの商品の価格を引き上げた場合に、当該ブランドと代替性の高い他のブランドも販売しているときには、価格を引き上げたブランドの売上げの減少を当該他のブランドの売上げの増加で補うことができること

<sup>68</sup> 企業結合ガイドライン第4-1(1), 2

から、提携当事者全体として売上げを大きく減少させることなく商品の価格を引き上げることができる。そのようなときには、提携当事者が市場支配力を形成、維持又は強化していると評価し得ると考えられる。

これらを踏まえ、提携当事者が一体化して行動することによる市場への影響について評価する際には、主に以下の判断要素を総合的に勘案することとなる。

○ 市場シェア及びその順位

提携当事者の市場シェアが大きい場合は、競争者の牽制力が弱くなる。また、提携当事者の市場シェアの順位が高い場合は、競争に与える影響が大きい。

○ 提携当事者間の従来競争の状況等

提携当事者間で従来活発な競争が行われていた場合に、業務提携によりこれが停止すると、市場における競争に影響が生じる。提携当事者間の競争関係に与える影響の評価については、前記アを参照。

○ 競争者の市場シェアとの格差（有力な競争者の存在）

提携当事者と競争者の市場シェアの格差が大きい場合は、競争者の牽制力が弱く、競争に与える影響が大きい。

○ 競争者の供給余力と商品の差別化の程度

競争者の供給余力が十分でない場合は、提携当事者による価格引上げ等への牽制力が働かず、競争に与える影響が大きい。また、提携当事者と競争者の商品の代替性が低い場合は、競争に与える影響が大きい。

○ 輸入圧力、参入圧力、隣接市場からの競争圧力

これらの圧力が十分に働いていれば、競争に与える影響は小さい。

○ 需要者からの競争圧力

需要者が対抗的な交渉力を有している場合等は、競争に与える影響は小さい。

○ 総合的な事業能力

業務提携により提携当事者の総合的な事業能力が増大し、競争力が著しく高まることにより、競争者が競争的な行動を採ることが困難になることが見込まれる場合は、その点も考慮する。

○ 効率性

業務提携により提携当事者の効率性が向上することで、提携当事者が競争的な行動を採ることが見込まれる場合は、その点も考慮する。この場合の効率性の向上について、当該効率性の向上がより競争制限

的とはならない他の方法によっては生じ得ないものであること<sup>69</sup>、実現可能なものであること、需要者の厚生が増大するものであること、という3つの観点から判断する<sup>70</sup>。

(イ) 提携当事者以外の競争者との協調的な行動の可能性<sup>71</sup>

水平的な業務提携により提携当事者間において協調的な行動が助長されるときは、これにより、更に提携当事者とそれ以外の競争者との間においても、協調的な行動が助長される場合もある<sup>72</sup>。

このような場合に、提携当事者が競争者と協調的な行動を採ることによる市場への影響について評価する際には、主に以下の判断要素を総合的に勘案することとなる。

○ 競争者の数等

競争者の数が少ない場合は、競争者の行動を予測しやすく、協調的な行動が助長されやすい。

また、競争者間でコスト構造が類似している場合にも、当該競争者間で協調的な行動が助長されやすい（前記第4-2参照）。

○ 提携当事者間の従来競争の状況等

従来、提携当事者が活発に競争することで市場全体の競争を促進していた場合は、これが停止することによる競争への影響が大きい<sup>73</sup>。

○ 提携当事者や競争者の供給余力

提携当事者の供給余力が大きい場合は、価格を引き下げてもシェアを奪える余地は限られるため、競争者と協調的な行動が採られやすい。一方、提携当事者の供給余力が大きく、競争者の供給余力が小さい場合は、価格を引き下げて売上げを拡大しても、競争者が価格を引き下げることにより奪われる売上げには限りがあるため、競争者と協調的な行動を採る誘因は小さくなる。

○ 取引条件等の情報の入手の容易性

事業者団体等を通じて、競争者の取引に関する情報が容易に入手できる場合は、競争者の行動を予測しやすく、協調的な行動が助長されやすい。

---

<sup>69</sup> 当該要素を検討した企業結合事例として、平成22年度における主要な企業結合事例・事例1（ビーエイチピー・ビリトン・ピーエルシー及びビーエイチピー・ビリトン・リミテッド並びにリオ・ティント・ピーエルシー及びリオ・ティント・リミテッドによる鉄鉱石の生産ジョイントベンチャーの設立）

<sup>70</sup> 企業結合ガイドライン第4-2(7)

<sup>71</sup> 企業結合ガイドライン第4-1(2), 3

<sup>72</sup> 競争者と協調的な行動を採る可能性を検討した企業結合事例として、脚注69に同じ。

<sup>73</sup> なお、提携関係となった当事者間において、仲間意識が共有され、競争的な行動が採られなくなる可能性がある、との指摘があった。

- 過去の競争の状況  
市場シェアや価格の変動が激しい場合は、競争者の行動を予測しにくく、協調的な行動は助長されにくい。
- 輸入圧力、参入圧力、隣接市場からの競争圧力  
これらの圧力が十分に働いていれば、協調的な行動は助長されにくい。
- 効率性（同（ア））

ウ 業務提携実施に伴って各提携当事者の事業活動を一方的又は相互に制約・拘束する取決めの評価

前記第3-2のとおり、業務提携の実施に伴い、提携当事者間でそれぞれの事業活動を一方的又は相互に制約・拘束する取決めが行われることが想定されるところ、これらも独占禁止法上の問題となり得るため、前記ア及びイでの検討結果も考慮しながら、検討する必要がある。

その際、当該取決めが競争を制限する場合、当該取決めによる競争促進的な効果についても、当該取決めの目的の合理性、より制限的でない他の代替的手段があるか、という観点から検討し、その点も考慮する<sup>74</sup>。

提携当事者の事業活動を一方的又は相互に制約・拘束する取決めとして、例えば、以下のような行為が考えられる。

- (ア) 一方当事者が他方当事者に対して不当に不利益な条件を課す等の行為（優越的地位の濫用等）

共同研究開発の提携当事者間で、一部の参加者にのみ技術等の情報の開示を義務付け、その内容が提携当事者間で著しく均衡を失し、これにより開示を義務付けられる提携当事者が不当に不利益を受けることとなる行為<sup>75</sup>など。

- (イ) 一方当事者が他方当事者の事業活動を不当に拘束する行為（拘束条件付取引等）

共同研究開発の提携当事者間において、成果の改良発明等を他方当事者に譲渡する義務を課す行為又は他方当事者に独占的に実施許諾する義務を課す行為<sup>76</sup>など。

- (ウ) 提携当事者間で、商品の販売価格、販売地域、販売先等を取り決める

<sup>74</sup> 金井＝川濱＝泉水「独占禁止法」（第6版）102頁参照。また、ソニー・コンピュータエンタテインメント（SCE）事件（公正取引委員会審判審決平成13年8月1日）（不公正な取引方法の事案であるが、取引先に対して商品の横流しを禁止するという制限行為について、制限行為の目的の合理性、目的を達成するために採り得るより競争制限的でない代替的手段があるか、という基準で違法性を判断している事例）参照。

<sup>75</sup> 共同研究開発ガイドライン第2-2前文及び同(1)ア②

<sup>76</sup> 共同研究開発ガイドライン第2-2(2)イ

行為（不当な取引制限）

製品市場において競争関係にある事業者間で行われる共同研究開発において、当該製品の価格、数量等について相互に制限する行為<sup>77</sup>など。

（エ）提携当事者が提携当事者以外の者を排除する行為（私的独占、共同の取引拒絶等）

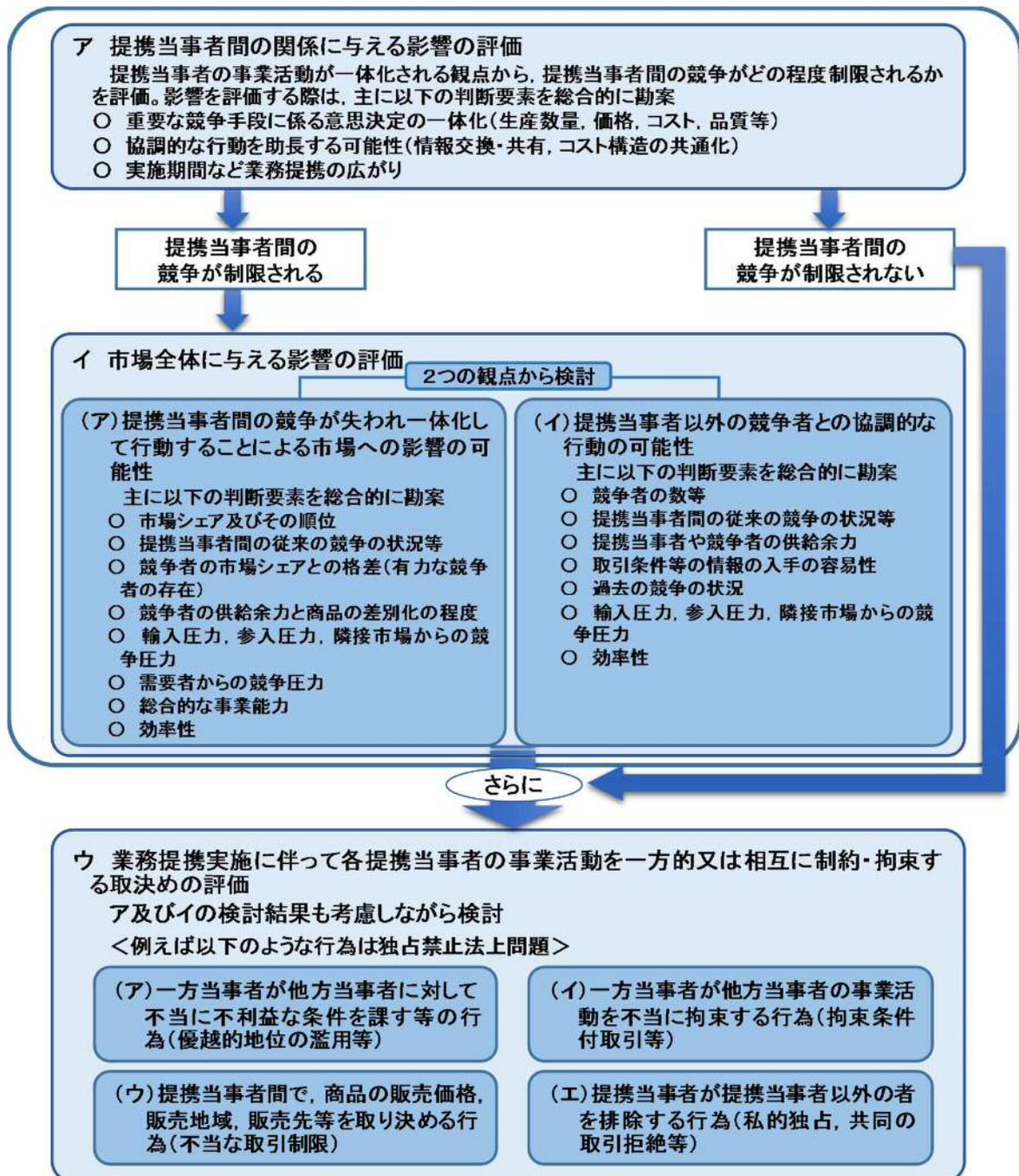
標準化活動に参加しなければ、策定された規格を採用した製品を開発・生産することが困難となり、製品市場から排除されるおそれがある場合に、合理的な理由なく特定の事業者の参加を制限する行為<sup>78</sup>など。

以上の水平的な業務提携におけるアからウによる競争への影響評価を概念図に示すと、以下のとおりとなる。

---

<sup>77</sup> 共同研究開発ガイドライン第2-1

<sup>78</sup> 標準化・パテントプールガイドライン第2-2⑤



## (2) 垂直的・混合的な業務提携

以下のア及びイのとおり各提携当事者の事業活動の一体化の観点から競争に与える影響を評価した上で、更にウのとおり業務提携に伴う提携当事者間の取決めについても競争に与える影響を評価し、競争を実質的に制限する又は公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法上問題となり得る。

### ア 提携当事者間の関係に与える影響の評価

垂直的・混合的な業務提携の場合においては、提携当事者は競争関係にないことから、水平的な業務提携とは異なり、提携当事者間の競争関係に係る論点は生じない。しかし、垂直的・混合的な業務提携によって提携当事者の行動が一体化されることとなる場合には、顧客閉鎖や投入物閉鎖の問題が生じ得ることから、まず、提携当事者の事業活動の一体化の程度について検討することとなる。

例えば、重要な競争手段に係る意思決定が提携当事者間で一体化されたり、一方的又は相互に一定の制約を受けたりする場合は、取引先の選択等について提携当事者間での閉鎖性が高まり、他の事業者の取引機会が奪われることになり得る。また、提携当事者間で競争上重要な情報が交換・共有される場合、一方当事者がその競争者に比べて競争上有利な立場になり、当該競争者の取引機会が排除され得る。

これらを踏まえ、提携当事者の事業活動の一体化の程度について評価する際には、主に以下の判断要素を総合的に勘案することとなる。

○ 提携当事者内での閉鎖性の程度

垂直的・混合的な提携関係にある当事者間において、提携当事者以外の者との取引が制限されない場合など、提携当事者以外の者との取引が自由に行われる余地が大きい場合は、顧客閉鎖や投入物閉鎖の問題は生じにくい。

○ 情報交換・共有による閉鎖性の程度

例えば、川上市場で事業活動を行う事業者が、垂直的な提携関係にある川下市場の事業者に対し、当該事業者の競争者であって自己の顧客である事業者の情報を共有することで、自己の提携先である事業者が川下市場において有利になり、当該競争者が排除される可能性がある。

○ 実施期間など業務提携の広がり

業務提携の期間や提携当事者に制限を課す期間が長期にわたるものか短期で終了するものかといった点、また、対象商品等のうち実際に提携の対象となるものの割合や、提携対象となる地理的範囲も考慮される。一般論として、業務提携の広がりが大きい場合は、競争に与える影響が大きい。

また、提携当事者間で、一方当事者の競争者に係る競争上重要な情報が交換・共有されると、当該一方当事者が当該競争者の行動を予測しやすくなることから、当該競争者との協調的な行動を助長しやすくなる。

イ （提携当事者間での閉鎖性・排他性や競争者の行動の予測可能性が生じる場合）市場全体に与える影響の評価

(ア) 市場の閉鎖性・排他性の可能性<sup>79</sup>

垂直的・混合的な業務提携は、市場における競争単位を減少させないので、通常は競争上の問題は起きにくいといえるが、一般論として、当該提携当事者間のみで取引が行われ、他の事業者との取引が行われなくなることで、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性が考えられる。

例えば、複数の部品メーカーから部品を調達しており、かつ、市場シェアの大きな完成品メーカーが、特定の部品メーカーと業務提携を実施した結果、当該部品メーカーのみから部品を調達するようになると、他の部品メーカーが大口の需要先との取引を失うこととなり、顧客閉鎖の問題が生じる可能性がある。また、複数の完成品メーカーに部品を供給している市場シェアの大きな部品メーカーが、特定の完成品メーカーと業務提携を実施した結果、部品を他の完成品メーカーに供給なくなると、他の完成品メーカーが部品の供給元を失い、投入物閉鎖の問題が生じる可能性がある（なお、顧客閉鎖や投入物閉鎖に至らなくとも、提携当事者以外の者に対して差別的な取引条件を設定するなどすれば、同様に競争上の問題が生じる可能性がある。また、異業種の事業者間の提携で提携当事者の総合的事業能力が高まり、提携当事者の競争力が著しく高まることで競争者が競争的な行動を採ることが困難となる場合にも、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性がある。）。

垂直的・混合的な業務提携においては、前記のような市場の閉鎖性・排他性についての検討が必要となる場合もあり得るが、その際は、主に以下のような判断要素を総合的に勘案することとなる。

○ 提携当事者の地位及び競争者の状況

提携当事者の市場シェアが高く競争者の市場シェアとの格差が大きい場合などには、競争者が代替的な取引先を確保できないなどして、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じ得る。

- 輸入圧力，参入圧力，隣接市場からの競争圧力（同（１）イ（ア））
- 需要者からの競争圧力（同（１）イ（ア））
- 総合的な事業能力（同（１）イ（ア））
- 効率性（同（１）イ（ア））

(イ) 提携当事者以外の競争者との協調的な行動の可能性<sup>80</sup>

垂直的・混合的な業務提携において、例えば、メーカーと流通業者が販売等で提携関係となった場合に、当該メーカーが当該流通業者から他のメーカーの価格等の情報を入手し得ることになると、当該メーカーは

<sup>79</sup> 企業結合ガイドライン第5-1(1), 2(1)

<sup>80</sup> 企業結合ガイドライン第5-1(2), 2(2)

他のメーカーの行動を予測しやすくなり、他のメーカーも当該メーカーがその情報（他のメーカーの価格等の情報）を前提に価格等を設定していると予測しやすくなるため、メーカー間での協調的な行動が助長されやすくなる。

このような場合に、提携当事者が競争者と協調的な行動を採ることによる市場への影響について評価する際には、主に以下の判断要素を総合的に勘案することとなる。

- 競争者の数等（同（１）イ（イ））
- 提携当事者や競争者の供給余力（同（１）イ（イ））
- 取引条件等の情報の入手の容易性

前記のメーカーと流通業者の例のように、川上市場の事業者が提携先の川下市場の事業者を通して自己の競争者の取引に関する情報を入手できる場合は、競争者の行動を予測しやすく、協調的な行動が助長されやすい。

- 過去の競争の状況（同（１）イ（イ））
- 輸入圧力、参入圧力、隣接市場からの競争圧力（同（１）イ（イ））
- 効率性（同（１）イ（イ））

#### ウ 業務提携実施に伴って各提携当事者の事業活動を一方的又は相互に制約・拘束する取決めの評価

垂直的・混合的な業務提携においても、業務提携の実施に伴い、提携当事者間でそれぞれの事業活動を一方的又は相互に制約・拘束する取決めが行われることが想定されるところ、これらも独占禁止法上の問題となり得るため、前記ア及びイでの検討結果も考慮しながら、検討する必要がある。

その際、当該取決めが競争を制限する場合、当該取決めによる競争促進的な効果についても、当該取決めの目的の合理性、より制限的でない他の代替的手段があるか、という観点から検討し、その点も考慮する。

提携当事者の事業活動を一方的又は相互に制約・拘束する取決めとして、前記（１）ウに掲げた行為のうち同（ア）、（イ）、（エ）などは垂直的な提携関係でも起こり得るものであり、例えば、以下のような行為が考えられる。

- （ア）一方当事者が他方当事者に対して不当に不利益な条件を課す等の行為（優越的地位の濫用等）

取引関係にある事業者間での共同研究開発において、一方当事者が他方当事者に対し、共同研究開発の成果を一方的に当該一方当事者に帰属させ、その内容が提携当事者間で著しく均衡を失し、これにより他方提

携当事者に不当に不利益を与える行為<sup>81</sup>など。

(イ) 一方当事者が他方当事者の事業活動を不当に拘束する行為（拘束条件付取引等）

部品メーカーと当該部品を使用する完成品メーカーが部品の共同研究開発を行う場合に、研究開発の成果に基づく部品について、当該完成品メーカーが当該部品メーカーに対し、部品の第三者への販売価格を制限する行為<sup>82</sup>など。

(ウ) 提携当事者が提携当事者以外の者を排除する行為（私的独占、共同の取引拒絶等）

提携関係にあるメーカーと流通業者が共同して、他の流通業者を排除するために商品の供給を拒絶する行為<sup>83</sup>など。

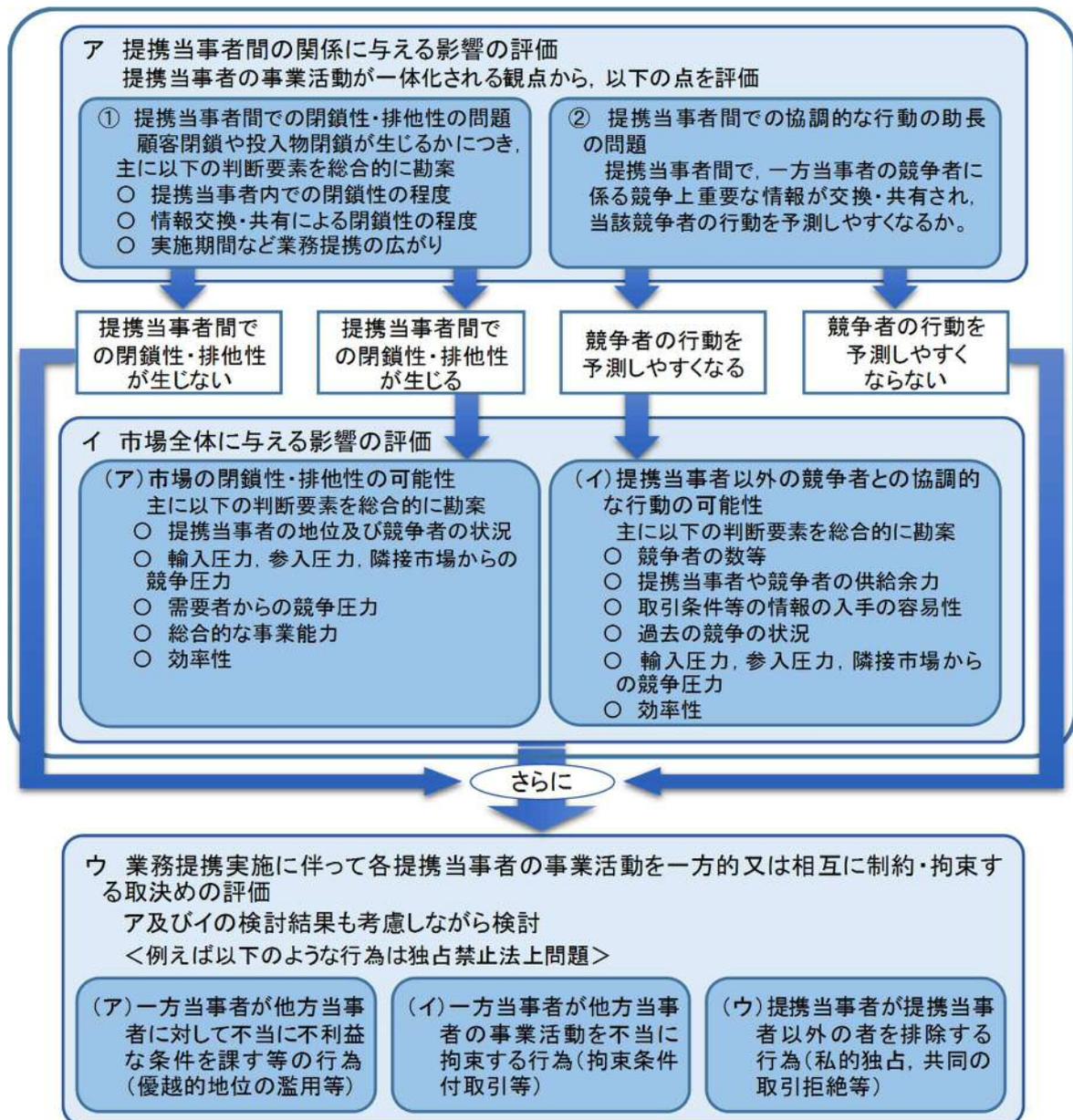
以上の垂直的・混合的な業務提携におけるアからウによる競争への影響評価を概念図に示すと、以下のとおりとなる。

---

<sup>81</sup> 共同研究開発ガイドライン第2-2前文及び同(2)ア①

<sup>82</sup> 共同研究開発ガイドライン第2-2(3)ウ

<sup>83</sup> 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（平成3年7月11日公正取引委員会。以下「流通・取引慣行ガイドライン」という。）第2部第2-3



#### 4 業務提携の個別類型ごとの具体的な考え方

以上の一般的・通則的な考え方に基づき、業務提携を前述の7類型（及び水平的な業務提携と垂直的・混合的な業務提携）に大別した上で、前記第2で整理・分析した特徴・傾向も踏まえつつ、これら類型ごとに、より具体的な考え方や事業者が特に留意すべき点をまとめると、別紙5のとおりとなる。

別紙5に示した事項は、あくまでも各類型における特徴を特記したものであり、具体的な競争上の影響評価に際しては、これら特徴を踏まえつつ、前記の一般的・通則的な考え方に基づき行われることとなる。

また、実際の業務提携にはこれら各類型を複合的に内包するものもあるところ、その場合は、内包される各類型のそれぞれの考え方を踏まえつつ、総体としてどのような競争上の影響が生じるかが評価されることとなる。

## 第6 業種横断的データ連携型業務提携に関する独占禁止法上の考え方

### 1 問題の所在

我が国では、前記第1-1記載の大きな社会経済環境の変化や様々な社会課題等に対応する手法の一つとして、業務提携が活用されるようになってきている。また、いわゆる社会課題解決型ビジネス<sup>84</sup>に代表されるように、様々な商品・サービス要素を複合化したサービスを提供するため、業種や業界の垣根を越えた連携も活発に行われるようになってきている。さらに、近年は、デジタルエコノミーやIoT化の進展、AI等のデータ解析技術の高度化等を背景として、データを総合的に分析し、新事業の創出、新商品・サービス開発や品質改良、マーケティング強化などに役立てる形態の事業（以下「データ駆動型ビジネス」という。）が注目を集めているが、こうした事業では、多様なデータを共同で収集・利活用するために様々な事業者が関わっていることも多い。

例えば、車の自動走行システムの開発には、高低差等も加味した高精度の地図の上に自車の位置や渋滞等に関する情報をリアルタイムで表示できる地図データが欠かせない。このため、地図、測量、機器、自動車等の各分野に関わる事業者が必要なデータを共有し、開発・作成に当たっている。また、いわゆる共通ポイントサービス<sup>85</sup>を提供する事業者は、小売事業者と提携し、そこから得られる顧客の様々な購入履歴データを集積・解析することにより、提携先小売事業者へのマーケティング支援事業等に役立てている。

データの収集・利活用自体は、これまでも業務提携を含む事業活動一般で広く行われてきたものであり、決して目新しいものではないが、近年の特徴は、センサー技術や通信技術の向上等を通じて、大量のデータをリアルタイムに収集・集積することが可能となり、また、AI関連技術の向上等により、これまでは管理や分析には適さないとされてきた画像や音声、大量のテキストデータ等のデータ（非構造化データ）を大量・迅速に解析できるようになった点にある。これにより、データは、新商品開発、品質向上、効率化など、事業活動に新し

<sup>84</sup> 例えば、最近では以下のような社会課題解決型ビジネスが見受けられる。

① スマートシティ：都市の抱える諸課題に対して、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）等の新技术を活用しつつ、計画、整備、管理・運営等のマネジメントが行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市又は地区を創造する（平成30年8月国土交通省都市局「スマートシティの実現に向けて【中間とりまとめ】」）。

② MaaS（Mobility as a Service）：ICTを活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外の全ての交通手段によるモビリティ（移動）を1つの移動サービスとして統合する（国土交通政策研究所報第69号2018年夏季）。

<sup>85</sup> 会員（消費者）が、ポイントサービスの提携事業者（加盟店）で商品購入等を行う際に会員証（ポイントカード等）を提示することにより、ポイントサービス提供事業者からポイントが付与されるとともに、当該ポイントを当該加盟店又は他の加盟店での商品購入等の支払いに充当できるサービスをいう。

い知見やアイデアをもたらしてくれる貴重な資源となり、その重要性は従来にも増して高まっている<sup>86</sup>。このような観点を踏まえれば、データの収集・利活用に係る業務提携は、多くの場合、競争促進的な効果が期待されるものといえる。

一方で、データの収集・利活用については、現在、その競争法・競争政策上の懸念が世界的に議論・指摘されており<sup>87</sup>、データ検報告書においても、例えばデータの不当な収集や不当な囲い込みにおける独占禁止法上の問題が指摘されている。このため、以下では、業種や業界の垣根を越えた事業者間の業務提携を通じたデータの収集・利活用について、独占禁止法上の問題を検討する。

## 2 業種横断的データ連携型業務提携における独占禁止法上の論点の所在

### (1) 業務提携としての性格からの検討

前述のように、近年は、データを共同して収集・利活用することを目的又は事業活動の基盤として行われる業種横断的な業務提携（以下「業種横断的データ連携型業務提携」という。）が活発に行われるようになってきている。業種横断的データ連携型業務提携がデータの共同収集及び共同利活用によって新しいビジネスの開発・創出を主な目的としていることに着目すれば、こうした業務提携は共同研究開発に似た性格を有しているといえることができる。このため、業種横断的データ連携型業務提携に係る独占禁止法上の問題を検討する上では、共同研究開発ガイドライン等における考え方が参考になると考えられる<sup>88</sup>。共同研究開発ガイドラインに示された考え方を踏まえると、業種横断的データ連携型業務提携について独占禁止法上の問題が生じるケースとしては、主として以下の2つの場合が想定される。

- 業務提携によりデータの収集及び利活用を共同化することにより、共同化の必要性、参加者の数・市場シェア等に照らして提携当事者間の事業活動が不当に制限され、関連する市場における競争が実質的に制限されることとなる場合（不当な取引制限）<sup>89</sup>
- 業務提携への参加やその成果にアクセスすることが制限されることによって特定の事業者の事業活動が困難となり、市場から排除されることとなる場合（私的独占等<sup>90</sup>）<sup>91</sup>

<sup>86</sup> データと競争政策に関する検討会報告書（平成29年6月6日公正取引委員会競争政策研究センター。以下「データ検報告書」という。）2～6頁

<sup>87</sup> 例えば、OECD（2016）“BIG DATA: BRINGING COMPETITION POLICY TO THE DIGITAL ERA”，European Commission（2019）“Competition Policy for the digital era”

<sup>88</sup> データ検報告書41頁においても、共同研究開発ガイドラインが参考になる旨の指摘がある。

<sup>89</sup> 共同研究開発ガイドライン第1，標準化・パテントプールガイドライン第2-2

<sup>90</sup> 複数の事業者による排除行為の適用法条について、関連する各種ガイドラインでは、私的独占に該当する旨明記しつつ、いくつかの箇所では不当な取引制限についても併記している。

<sup>91</sup> 共同研究開発ガイドライン第1-2(2)

業務提携の実施に伴う取決めによって提携当事者の事業活動が不当に拘束されることにより、市場における競争に影響が及ぶこととなる場合（不公正な取引方法等）<sup>92</sup>

業種横断的データ連携型業務提携については、通常、提携が開始された時点で直ちに既存の競争環境に実質的な影響を与えるような変化をもたらすことは想定し難い。このため、前述のような状況は、業務提携により得られた何らかの成果（創出データやそれを利用した新技術や新商品・サービス）が市場に投入された結果、提携当事者の市場における地位が次第に高まっていき、市場支配力の形成に至った後か、さもなければ、提携当事者の中に初めから市場における有力な事業者がいるような場合や提携当事者の市場におけるシェアの合計が高いなどの場合に生じるものと考えられる。すなわち、当該業務提携が実施されたとしても、提携当事者が数多ある競争単位の一つにとどまる限りは直ちに独占禁止法上の問題が生じるとは考えにくく、提携が問題となり得るのは、提携当事者が市場支配力を有している（又は、少なくとも市場における有力な事業者がいる）場合<sup>93</sup>である<sup>94</sup>。

## （２）データ駆動型ビジネスとしての性格からの検討

### ア データ駆動型ビジネスの特性

前述のとおり、業種横断的データ連携型業務提携の主要な目的は、データの共同収集及び共同利活用によって新しいビジネスを開発・創出することにある。したがって、提携当事者の行う事業は、多かれ少なかれデータ駆動型ビジネスの性格を有しているといえることができる。こうしたデータ駆動型ビジネスには、一般に、以下のような特性があるといわれている<sup>95</sup>。

<sup>92</sup> 共同研究開発ガイドライン第２

<sup>93</sup> このほか、競争に及ぼす影響が小さい場合であっても、その内容において提携当事者間で著しく均衡を失し、これによって特定の提携当事者が不当に不利益を受けることとなる場合には、優越的地位の濫用等の問題が生じ得る。

<sup>94</sup> 市場の重畳性について、後記３（４）参照。

<sup>95</sup> 主なものとして、前掲OECD（2016）、OECD（2014）“Data-driven Innovation for Growth and Well-being”，前掲European Commission（2019）、データ検報告書、デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会 透明性・公正性確保等に向けたワーキング・グループ「取引環境の透明性・公正性に向けたルール整備の在り方に関するオプション」（令和元年５月）及びデータの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループ「データの移転・開放等の在り方に関するオプション」（令和元年５月）。例えば、前掲OECD（2016）では、データ駆動型ネットワーク効果の特徴として、①ユーザーフィードバックループ（多くのユーザー基盤を持つ企業がユーザーからデータを収集し、サービスの質を向上させ〔アルゴリズムの改善等〕、新規ユーザーを獲得）、②収益化フィードバックループ（多くのユーザー基盤を持つ企業がユーザーからデータを収集することで、ターゲティング広告の精度を向上させ〔サービスの収益化〕、そこで得た資金を活用して更に投資を行うことで、よりユーザーを獲得）があり、これらのループは新規参入者にとって多くのユーザー基盤を持つ企業に対して競争することをより困難にし得ると指摘されている。

- ① 収集されたデータを解析することにより商品及びサービス（それらに関連する商品及びサービスを含む。）の質の向上が図られ、それによって新たな利用者を生むところ、直接ネットワーク効果が強く働くため、より多くの利用者を獲得することができるようになり、更に多くのデータを蓄積することが可能となる（フィードバックループ）。特にプラットフォーム型ビジネスの場合は、市場間での間接ネットワーク効果も強く働くため、こうした作用はより一層強まる可能性がある。
- ② データの収集及び利活用に当たっては、その量が増えれば増えるほど、また、その範囲が広がれば広がるほど、それに要する平均費用が著しく低減する可能性がある（規模の経済性又は範囲の経済性）。
- ③ データについては、集積されたデータの量が一定の閾値（クリティカル・マス）を超えた後に初めて利用価値が生じるという性格があるため、事業ベースに乗せるためには一定規模以上のデータ集積が必要となる。しかし、当該閾値を超えた後は、ネットワーク効果及び規模の経済性又は範囲の経済性によって、データの集積が持続的・増幅的に向上する可能性がある。

データ駆動型ビジネスについてはこのような特性があるため、独占化・寡占化が進みやすく、また、利用者のスイッチングコストが高まることもあり、後発事業者が先駆事業者と比肩し得るだけのデータを収集・蓄積することが難しく、新規参入が困難となり、独占・寡占が維持されやすい可能性があると考えられる<sup>96</sup>。

## イ データ収集・集積過程への着目

前記アの特性を踏まえると、業種横断的データ連携型業務提携については、提携当事者が現に市場支配力を有している場合の問題（前記（1）参照）もさることながら、業務提携によるデータの収集・集積を通じて市場支配力を有するに至る過程にも着目し、その適切性を確保することも独占禁止法上重要な論点といえる。

データ収集・集積に係るこうした特性に起因する市場支配力それ自体は、原則として独占禁止法上問題となるものではない。しかし、データの収集・集積に際し、例えば、前記効果等の発生やその仕組みについて、市場支配力の形成・維持・強化という観点からみて「正常な競争手段の範囲を

---

<sup>96</sup> 特に、当該業務提携を通じて提供されるサービス等が、社会課題解決型であったり、同様の特性を持つ複数のサービスを垂直統合・コングロマリット化して提供されたりしている場合には、こうした傾向は更に強まると考えられる。

逸脱するような人為性を有する」<sup>97</sup>行為を通じて不当に操作・増幅することにより市場支配力を形成すること<sup>98</sup>については、独占禁止法上問題となり得る（私的独占<sup>99</sup>）と考えられる<sup>100</sup><sup>101</sup>。

また、市場支配力を有するに至った後の市場において、市場支配力を用いて他の事業者を排除し、それによって取得されたデータ及びその他の財や収益を投入することで、市場支配力が更に強化されるといった循環が生じ得る点にも留意する必要がある。

### （3）小括

以上を踏まえると、業種横断的データ連携型業務提携が独占禁止法上問題となり得る状況としては、主に、以下の場合が想定される。

- ① 提携当事者が現に市場支配力を有している（又は、少なくとも市場における有力な事業者がいる）場合において、その力を用いて他の事業者の事業活動を排除するなどの行為を行ったり、提携当事者間で競争制限的な合意を行ったりする場合
- ② データを収集・集積する過程において、正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を通じて市場支配力を形成する場合

---

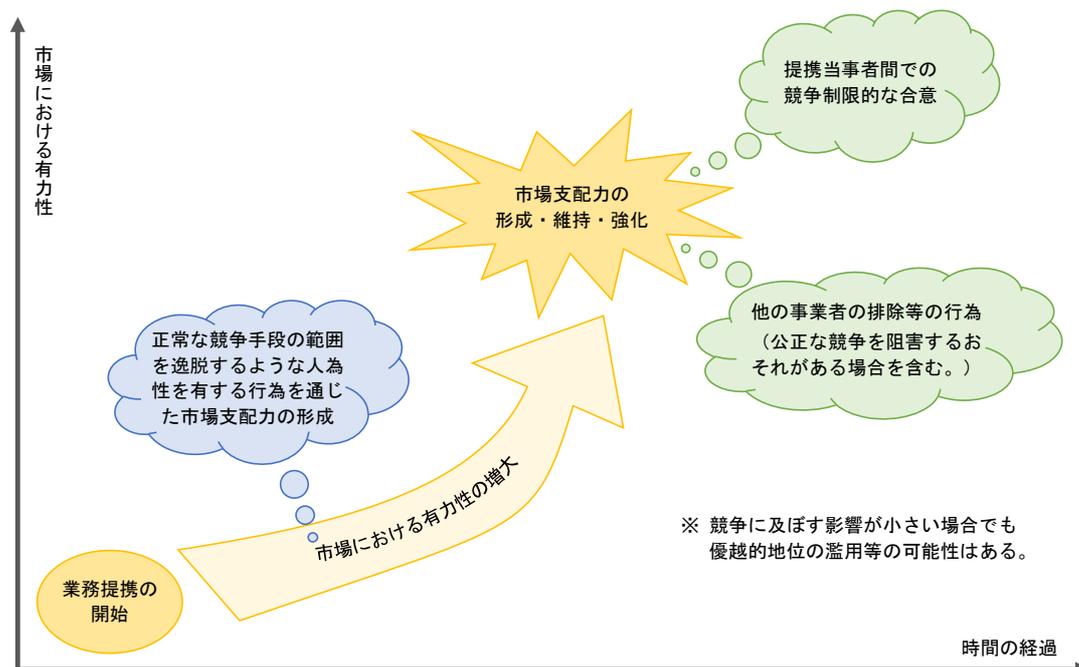
<sup>97</sup> 「本件行為が独禁法2条5項にいう『他の事業者の事業活動を排除』する行為（以下『排除行為』という。）に該当するか否かは、本件行為の単独かつ一方的な取引拒絶ないし廉売としての側面が、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、競業者のFTTHサービス市場への参入を著しく困難にするなどの効果を持つものといえるか否かによって決すべきものである。この点は、具体的には、競業者（FTTHサービス市場における競業者をいい、潜在的なものを含む。以下同じ。）が加入者光ファイバ設備接続市場において上告人に代わり得る接続先を確保することの難易、FTTHサービスの特性、本件行為の態様、上告人及び競業者のFTTHサービス市場における地位及び競争条件の差異、本件行為の継続期間等の諸要素を総合的に考慮して判断すべきものと解される。」（NTT東日本事件〔最高裁判決平成22年12月17日〕）。

<sup>98</sup> こうした作用は、プラットフォーム型でより強く機能すると考えられるものの、必ずしもプラットフォーム型固有のものではない。

<sup>99</sup> 私的独占を構成するには、「他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより」との行為要件が必要となるところ、当該行為は、他の事業者から顧客や事業活動に不可欠となるデータを奪うことにほかならず、「排除」する行為と捉えられる。

<sup>100</sup> 独占禁止法第3条（私的独占）に係る市場における競争の実質的制限は、判例上、市場支配力の形成・維持・強化が含まれると解されている。

<sup>101</sup> なお、当該行為は、形成された市場支配力に基づく他の事業者の排除（例えば、データへのアクセス拒絶）等の違法性を判断する際に、当該市場支配力を形成した経緯・過程として考慮される事由にもなり得る（標準化・パテントプールガイドライン第2-3、知的財産ガイドライン）（後記4（3）イ（イ）後段参照）。



### 3 独占禁止法上の評価を行う際の個別的論点

以下では、業種横断的データ連携型業務提携について独占禁止法上の評価を行う際に必要となると考えられる個別的論点について、それぞれ考え方の整理を行う。

#### (1) データに係る権利義務関係

業種横断的データ連携型業務提携を通じて行われる具体的行為が対象とする財は、データ、技術、製品（商品・サービス）に大別される。このうち、技術又は製品を対象とする行為に係る考え方については、各種ガイドライン等によって既に基本的な整理がなされている。他方、データを対象とする行為について独占禁止法上の当否を検討する場合、その前提として、そもそもデータに係る権利義務がどのように取り扱われることになるのかを整理する必要がある。

データは無体物であり、民法上の物権（所有権、占有権等）を観念することができない<sup>102</sup>ということもあって、データの帰属・所有権の在り方（いわゆるデータオーナーシップ）についての考え方は、いまだに確立していない状況にある。現状では、データが、

##### ① 知的財産権として法的に保護されている場合

<sup>102</sup> 同様に無体物である各種知的財産権は、知的財産権関連法令、不正競争防止法等の個別の法的手当てにより整理されている。

② 契約等により当事者間における利用に係る権利義務が取り決められている場合

③ (データを保管する設備に係る所有権等を通じて)事実上、データへのアクセスや利用をコントロールできる地位にある場合

を除けば、他者が当該データについてアクセス・利用することは妨げられないとされている。

このため、データオーナーシップの問題について何らかの考え方が確立するまでの間は、こうした現状を所与のものとして、以下のような取扱いに基づき独占禁止法上の判断を行えばよいと考えられる。

① 知的財産権として排他的利用等が法的に保護されるデータについては、知的財産ガイドライン記載の独占禁止法と知的財産法に係る考え方<sup>103</sup><sup>104</sup>に基づき取り扱われる。

② 当事者間でのデータの利用について、契約等に基づく権利義務関係が定められている場合については、通常の場合と同様、当該契約等に基づく行為や制約が競争を阻害する場合には、強行法規としての独占禁止法の介入により、当該契約等の破棄等が行われる。

③ 事実上の地位から派生する制約等については、独占禁止法上の検討に当たって基本的に特段の考慮を要しないと考えられ、当該制約等による影響がないものとしてデータの取扱いが評価される<sup>105</sup>。

## (2) データの財としての特性とその考慮

業種横断的データ連携型業務提携の競争に与える影響を検討する上では、データの財としての特性を把握するとともに、評価に際してそうした特性をどのように考慮すべきか整理する必要がある。

---

<sup>103</sup> 「独占禁止法第 21 条は、『この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。』と規定している。したがって、技術の利用に係る制限行為のうち、そもそも権利の行使とはみられない行為には独占禁止法が適用される。また、技術に権利を有する者が、他の者にその技術を利用させないようにする行為及び利用できる範囲を限定する行為は、外形上、権利の行使とみられるが、これらの行為についても、実質的に権利の行使とは評価できない場合は、同じく独占禁止法の規定が適用される。すなわち、これら権利の行使とみられる行為であっても、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るという、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合は、上記第 21 条に規定される『権利の行使と認められる行為』とは評価できず、独占禁止法が適用される。」(知的財産ガイドライン第 2-1)

<sup>104</sup> ノウハウを体現するデータについては、知的財産権に当たらず法的保護の対象とはなっていないが、知的財産ガイドライン第 2-1 注 5 を踏まえると、独占禁止法の適用上は同様に取り扱うこととなると考えられる。

<sup>105</sup> ただし、独占禁止法に基づく競争回復措置を実施する際には、例えば、当該事実上の地位を生じる設備等に係る所有権等が現実的にデータから分離可能であるかといった論点は生じ得る。

例えば、データ検報告書においてもデータの財としての特性について詳細に言及されているところ、同一・同様のデータを別途入手する可能性の程度はデータの属性等により変わり得ること、データの内容や目的、集積量や掛け合わせによってもその特性・有用性が変わり得ること、有用性・汎用性の程度についても、データの収集・解析に用いられる技術・設備等に依存し得ること、データの集積・解析には一定の要素技術等の利用が前提となる場合が多いことなどが指摘されている。

したがって、データの財としての特性については、こうした点に着目しつつ、検討対象となるデータの具体的態様に応じて、個別に判断していくことが必要となる。その上で、競争に与える影響を評価するに当たっては、前記データの財としての特性を踏まえ、例えば、異なる種類のデータを組み合わせ利用できることとなることの効果<sup>106</sup>、同様のデータがより大量に集積されることによる利用価値の増加の程度、当該データの入手源の限定性といった観点を踏まえ、新規参入者が同程度の利用価値のあるデータ集積を実現することが技術的又は経済的に可能かどうかを考慮することとなると考えられる。また、当該データが商品・サービスの提供において重要な投入財であるかどうか、ネットワーク効果等によりデータ収集・集積と機能向上の循環が強化されているかどうかも考慮され得る<sup>107</sup>。

- (3) 正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する具体的行為の検討  
前記2(2)イで述べた、市場支配力の形成・維持・強化という観点からみて「正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する」行為がどのようなものであるかは、基本的には、具体的な事案に応じて個別に判断されるべきものであり、定性的な整理を行うことは困難である。

しかしながら、少なくとも、過去の事例等においてその手法自体が独占禁止法上是認し得ない不当なものであれば、当該行為には正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性が認められるといえる。例えば、以下のようなものは該当し得ると考えられる。

なお、当該行為自体も独占禁止法上問題となり得るものである（不公正な取引方法等）。

ア 以下のような不当な手法により、ネットワーク効果等を人為的・作為的に増幅させる行為が想定される。

<sup>106</sup> 例えば、何を買ったかといった購入履歴データを、当該購入者の属性データ（年齢、性別、職業、居住地等）と掛け合わせることによって、より具体的かつ特定者向けのマーケティングが可能となる新たなデータが得られたり、決済等の金融取引データとの掛け合わせによって、与信管理等に活用できる新たなデータが得られたりするとの指摘があった。

<sup>107</sup> データ検報告書 32～34 頁

- 関連・隣接市場における市場支配力を用いた不当なレバレッジ（てこ）効果によりデータ収集源を自らに集中させる手法
  - <想定される例<sup>108</sup>>
    - 不当な抱き合わせ，不当なリベート等を用いて，データ収集源たる取引先を一極的に獲得すること
- プラットフォーム型ビジネスにおいて，プラットフォーム上の各顧客群間でのコスト分配上の諸条件（対価，利用，権利義務に係る条件等）に関し，一方の顧客群に対する優越的な地位を濫用して得た利益を原資として，間接ネットワーク効果等の増幅経路の起点となる他の顧客群を本来以上に優遇・誘引する手法
  - <想定される例>
    - マッチング型プラットフォームを介した取引において，取引実施過程で一方当事者に生じる知的財産権等の権利を，他方当事者に一方的に帰属させる旨の利用規約
- 個人情報保護法<sup>109</sup>等に照らして不当な方法により，又は，顧客の認知・行動上のバイアスやリテラシー<sup>110</sup>の限界を悪用して，本来であれば当該顧客は提供しないデータを収集する手法

<sup>108</sup> 手法の具体的な態様に関する参考例として，以下のものが挙げられる。当該事例における個別具体的行為が直ちに当該手法に該当することを意味するものではない（脚注 111 及び脚注 113 において同じ。）。

① Google Android 事件（2018 年 7 月 18 日欧州委員会）：インターネット総合検索サービス市場，モバイル OS 市場及び Android OS のアプリストア市場において市場支配的地位にある Google が，インターネット総合検索サービス市場における同社の市場支配的地位を維持・強化するために，①Google のコンテンツ配信アプリ（Google Play Store）に同社のブラウザアプリ（Google Search 及び Google Chrome）の不当な抱き合わせ，②Google Search の排他的プリインストールを条件とする不当なリベート提供，及び③競合 Android OS（Android フォーク）の開発・頒布の不当な妨害を行ったことが，市場支配的地位の濫用であるとされた。

② Google Search（AdSense）事件（2019 年 3 月 20 日欧州委員会）：オンライン検索連動型広告の仲介市場において市場支配的地位にある Google が，検索連動型広告が掲載されるウェブサイト所有者（パブリッシャー）との契約において，①検索結果ページに競合他社の検索連動型広告を掲載することを禁止する（独占条項）とともに，その後，②検索結果ページ上で最も収益力のあるスペースを同社の広告のために確保し，同社の広告を最低量は利用すること（Premium Placement 条項），及び③競合他社の広告を表示する方法を変更する前に同社から書面による承認を求めることを義務付けたことが，オンライン検索連動型広告仲介市場における支配的地位を濫用し，競合他社が同市場に参入することを阻害したとされた。

<sup>109</sup> 個人情報保護法においては，例えば，偽りその他不正な手段による個人情報の取得の禁止（第 17 条第 1 項），本人の同意を得ない要配慮個人情報の取得の禁止（同条第 2 項）等が規定されている。

<sup>110</sup> ある分野に関する知識やそれを活用する能力。

<想定される例<sup>111)</sup>>

顧客がプライバシーポリシーを読まない又は理解できないまま同ポリシーに同意することとなる状態を作為的に創出し、本来取得し得ない個人情報や行動履歴データを収集すること

- 顧客に対し、ネットワーク外部性に基づく利便性の高さを誤認させ、誘引するようなぎまんの手法

<想定される例>

サービス利用者数等の情報の水増し

イ 以下のような不当な手法により、顧客や提携当事者をロックインし<sup>112)</sup>、データ収集源を自らに一極化する行為が想定される。

- 競合するサービス等の利用を不当に制限する手法（事実上利用が制限される間接的なものを含む。）

---

<sup>111)</sup> 手法の具体的な態様に関する参考例として、以下のものが挙げられる。

Facebook 事件（2019年2月7日ドイツ連邦カルテル庁）：ソーシャルネットワーク市場において市場支配的地位にある Facebook は、第三者ソース（同社が所有する Instagram や WhatsApp 等だけでなく、第三者ウェブサイトも含まれる。）からユーザーデータを収集し、当該データを Facebook アカウントで紐付けて利用していた。しかし、多くのユーザーは当該条件を認識しておらず、かつ、実質的に他のソーシャルネットワークに切り替えられないユーザーによる利用規約への同意は「義務的」であるため、同社の行為はユーザーの自発的同意を得ることなくデータ保護規則（GDPR）に違反する形で行われたものであって、ユーザーに損害を与え、また、大量のデータを収集できない競合他社を妨げるとして、搾取的濫用であるとされた。

<sup>112)</sup> 特定サービスへの利用者のロックイン等が公正な競争環境を損なうおそれがあることや、データの移転・開放が適切に確保される必要性などについて、デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会「データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループ「データの移転・開放等の在り方に関するオプション」（令和元年5月）」も参照。

<想定される例<sup>113</sup>>

シングルホーミング<sup>114</sup>の不当な義務付け、API<sup>115</sup>の開放・接続について不当に制限を課すこと、データの相互運用を阻害するため不必要な規格・技術を設定すること

- 合理的でないサックコスト（埋没費用）を意図的に創出し、スイッチングコストを著しく上昇させる手法

<想定される例>

共同研究開発等で利用する設備（他の用途への転用が困難なもの）への合理性のない多額投資の義務付け

#### （４）競争が行われる市場の重畳性

業種横断的データ連携型業務提携では、多くの場合、競争関係にある事業者にとどまらず、垂直的な取引関係にある事業者や全くの異業種に属する事業者同士が参加することとなる。水平的な業務提携や垂直的・混合的な業務提携（業種横断的データ連携型業務提携はこれに属する。）においても、例えば技術市場と製品市場、投入財購入市場等と製品販売市場のように、研究開発から調達、製造、販売に至るまでの各段階で市場が多段階的に存在するところである。しかし、さらに、業種横断的データ連携型業務提携では、例えば商品の販売段階をみても、複数の販売市場（同一の事業者が販売主体となるものもある。）が併存するといった傾向が強まると考えられる。

---

<sup>113</sup> 手法の具体的な態様に関する参考例として、以下のものが挙げられる。

① みんなのペットオンライン株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件（平成 30 年 5 月 23 日公正取引委員会）：ブリーダーと一般消費者の間の犬又は猫の取引を仲介するウェブサイトの運営分野において有力な事業者である同社が、自らが運営する仲介サイトを利用する多数のブリーダーに対し、範囲や期間を限定することなく他の仲介サイトに犬又は猫の情報を掲載することを禁止することが、仲介サイトの運営事業者間の公正な競争を阻害するおそれがある（排他条件付取引）として、独占禁止法の規定に基づく審査が行われた（その後、同社からの自発的な改善措置の申出を踏まえ審査終了）。

② エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シー及び Airbnb Japan 株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件（平成 30 年 10 月 10 日公正取引委員会）：エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シーが運営する民泊サービスを仲介するウェブサイトに同社の取引先事業者（代行サービス提供者等）が API を利用して民泊サービスの情報の掲載等をするに当たって、同社らが、他の民泊サービス仲介サイトに API を利用した民泊サービスの情報を掲載すること等を制限する規定を契約上定めることが、当該取引先事業者の事業活動を制限し、もって、他の民泊サービス仲介サイトの運営事業者の排除につながるおそれがあるとして、独占禁止法の規定に基づく審査が行われた（その後、同社らからの自発的な改善措置の申出を踏まえ審査終了）。

③ Google Search (AdSense) 事件：脚注 108 参照。

<sup>114</sup> 利用者が 1 つのサービス等のみ利用可能な状態。他方、利用者が複数の同種のサービス等並行的に利用できる状態は「マルチホーミング」と呼ばれる。

<sup>115</sup> Application Programming Interface の略。プログラムの機能をその他のプログラムでも利用できるようにするためのシステム。

すなわち、業種横断的データ連携型業務提携の当事者は、それぞれ、業務提携により得られた成果を用いて各自の事業活動を行うため、それぞれの行う事業ごとに市場が成立し得る。また、当該業務提携の中には、提携当事者が業務提携の枠組みにより、新製品・技術等の開発を行うコンソーシアムやプロジェクトを組成するもの、各提携当事者がそれぞれ有する様々な商品・サービス要素を複合化して一体的な提供を行うもの（社会課題解決型サービス等）、多面的な市場を有するプラットフォーム（基盤）を構築・提供するものなどがあり、その場合は、前記各提携当事者固有の各市場に加えて、これらコンソーシアム等もそれと競合するものとの間で競争<sup>116</sup>する市場も存在することとなる<sup>117</sup>。

このため、業種横断的データ連携型業務提携が競争に与える影響を検討する際には、こうした重畳的に生じている競争関係が、どの事業者の間で、どこで、どのように生じているかを把握・分析し、影響が及び得る市場を洗い出していくことが一層重要になると考えられる。

#### 4 業種横断的データ連携型業務提携に係る独占禁止法上の考え方（総論）

ここでは、前記第5の整理を踏まえつつ、業種横断的データ連携型業務提携に係る独占禁止法上の考え方について、主にデータの取扱いに焦点を当てて検討する。

なお、当該業務提携に係る提携当事者の具体的な事業活動は、典型的には、①データ連携に向けた標準化活動、②データ共有（データの共同収集を含む）を通じた集積・解析・新データ創出に係る活動、③得られた創出データを利用した<sup>118</sup>技術や商品・サービスに係る事業活動<sup>119</sup>の3段階に分けられることから、以下では、これらの段階に沿って考え方を整理する。

##### （1）データ連携に向けた標準化活動

業務提携に限らず事業者間でデータ連携を行うに際しては、一般に、各事

---

<sup>116</sup> 「ビジネスエコシステム間競争」などと呼ばれることもある。

<sup>117</sup> 典型的な例として、以下のものが考えられる。

＜共通ポイントサービス提供事業に係る業務提携＞

当該サービス利用者の固有の事業に係る各市場、当該サービスに係る各市場（データ収集市場、サービス提供市場等）など

＜社会課題解決型ビジネスに係る業務提携＞

当該サービスを構成する各商品・サービス要素を個別的に供給する事業に係る各市場、当該サービスに係る各市場（構成商品等を供給する各事業者の獲得市場、サービス提供市場等）など

<sup>118</sup> 創出データ自体を他の事業者との間で取引する事業活動もある。

<sup>119</sup> 創出データを利用した技術又は商品・サービスに係る事業活動については、引き続き業務提携の枠組みにおいて提携当事者間で共同して行われる場合もあれば、各提携当事者によりそれぞれ独自に行われる場合もある。

業者が採用するデータ取得・分析・管理に係るデータフォーマット，データ共有・解析に要する技術・設備などがそれぞれ異なる場合も多いことから，データ連携の前段階として，データ連携の実施や相互運用性の確保のための統一・規格化といった標準化活動が進められることが多い。

当該標準化活動については，その対象はデータの取扱い等に係る標準化（規格化）であるが，基本的には標準化・パテントプールガイドラインの考え方（及び別紙５－７）が参考になると考えられる。

ア 当該標準化活動は，提携当事者の事業活動に一定の制限を課すものではあるが，データ連携を通じて新たに創出されるサービス等の市場の迅速な立上げや需要の拡大，消費者の利便性の向上を通じた競争促進的な効果が期待される面があるため，直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

イ 他方，例えば，以下のような行為は独占禁止法上問題となり得る。

（ア）標準化の範囲の不当な拡張

提携当事者の中で，当該業務提携に係るデータ連携の実施や相互運用性の確保といった標準化のメリットの実現に必要な範囲を超えた統一・規格化を行うことは，当該業務提携により創出されるデータを重要な投入財として利用する技術又は商品・サービス市場において提携当事者の一部が競争関係にあり，かつ，当該競争関係にある提携当事者の当該市場でのシェアの合計が高いなどの場合には，当該技術又は商品・サービス市場における競争を実質的に制限し得る（不当な取引制限）<sup>120</sup>。

なお，当該「技術又は商品・サービス市場」については，前記３（４）のとおり，例えば，各提携当事者それぞれが行う固有の事業活動に係る各市場のほか，当該業務提携の枠組みにより提供される商品・サービス（例えば，共通ポイントサービス，社会課題解決型サービス）に係る市場など，複数の市場が重畳的に想定されるものである（以下同じ）。

また，創出データをそれぞれの事業活動の投入財として利用する点では，各提携当事者は総じて競争関係にあると考えられる。このため，提携当事者による標準化の範囲の不当な拡張は，前記と同様に，創出データ自体の流通市場が存在し<sup>121</sup>，当該市場における提携当事者のシェアの合計が高いなどの場合には，当該市場における競争も実質的に制限し得

<sup>120</sup> 標準化・パテントプールガイドライン第２－２③

<sup>121</sup> 例えば，創出データが，提携当事者の投入財として利用されるだけでなく，他の事業者との間で取引される場合には，データ流通市場が観念されることとなる（例えば，後記５（４）参照）。

る（不当な取引制限）。

（イ）技術提案等の不当な排除

提携当事者の中で，不当に，特定の提携当事者からの標準化に係る技術提案が採用されることを阻止し，又は，技術改良の成果を踏まえた規格内容に改定されることを阻止することは，独占禁止法上問題となり得る（私的独占，差別取扱い）<sup>122</sup>。

（ウ）標準化活動への参加制限

当該標準化活動に参加しなければ，統一・規格化に基づいたデータ連携の実施や相互運用性の確保ができず，当該業務提携により創出されるデータを重要な投入財として利用する技術又は商品・サービス市場<sup>123</sup>における事業活動が困難<sup>124</sup>となり，当該技術又は商品・サービス市場から排除されるおそれがある場合に，合理的な理由なく特定の事業者の参加を制限することは，独占禁止法上問題となり得る（私的独占等）<sup>125</sup>。

（エ）標準化活動を通じた共同行為（スピルオーバー問題）

統一・規格化に基づいた当該業務提携により創出されるデータを重要な投入財として利用する技術又は商品・サービス市場<sup>126</sup>において競争関係にある提携当事者の中で，当該市場に今後投入される技術又は商品・サービスに係る内容，価格，数量等の競争上重要な情報が交換・共有される場合には，競争制限的な合意が行われ得る（不当な取引制限）<sup>127</sup>。

（オ）標準化活動に伴うその他の行為

提携当事者の中で，合理的な理由なく，データ連携に要する競合規格を開発することを制限し，又は，当該競合規格に基づいたデータ連携等の事業活動を禁止することは，独占禁止法上問題となり得る（不当な取引制限，拘束条件付取引等）<sup>128</sup>。

また，標準化活動に参加している特定の提携当事者が，自らが有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけ，規格が策定され広

---

<sup>122</sup> 標準化・パテントプールガイドライン第2-2④

<sup>123</sup> 創出データに係る流通市場が存在している場合は，当該市場も含む。

<sup>124</sup> 独自のデータ収集・集積・解析により当該データの創出を別途行うことが技術的には可能であっても，費用等の観点から実質的には行い得ない場合を含む。以下同じ。

<sup>125</sup> 標準化・パテントプールガイドライン第2-2⑤

<sup>126</sup> 創出データに係る流通市場が存在している場合は，当該市場も含む。

<sup>127</sup> 標準化・パテントプールガイドライン第2-2①

<sup>128</sup> 標準化・パテントプールガイドライン第2-2②

く普及した後、当該規格を採用しようとする他の提携当事者等に対して当該技術のライセンスを合理的な理由なく拒絶する（拒絶と同視できる程度に高額なライセンス料を要求する場合も含む。）ことは、当該他の提携当事者等の統一・規格化に基づいた当該業務提携により創出されるデータを重要な投入財として利用する技術又は商品・サービス市場<sup>129</sup>における事業活動が困難となり、当該技術又は商品・サービス市場から排除される場合には、独占禁止法上問題となり得る（私的独占、単独の取引拒絶等）<sup>130</sup>。

## （２）データ共有等を通じた集積・解析・新データ創出に係る活動

提携当事者がデータを相互に若しくは一極的に共有し又は共同収集し、集積されたデータを共同して又は特定の提携当事者が解析することは、業種横断的データ連携型業務提携の中核的な活動と位置付けられるものである。提携当事者は、共有又は共同収集したデータを、共同して又は特定の提携当事者が解析することにより、技術や商品・サービスの開発・改良等に利用可能な新たなデータを創出することとなる。

当該活動がデータ共有等の協業により新たな価値の開発・創出を行うものである点を踏まえれば、その評価については、基本的には共同研究開発ガイドラインの考え方（及び別紙５－５）が参考になると考えられる。また、データの取扱いの観点からデータ検報告書の考え方<sup>131</sup>も参考になる。

ア 各提携当事者がデータを共有・共同収集し、これを集積・解析することにより新たな付加価値を有するデータを創出することは、データ収集等に係るコスト軽減、リスク分散又は期間短縮やデータの相互補完等により、新技術・製品の創出等の活発化・効率化や技術革新の促進等を通じた競争促進的な効果が期待されるものであり、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

イ 他方、例えば、以下のような行為は独占禁止法上問題となり得る。

### （ア）必要な範囲を超えたデータ共有等を通じた集積・解析・新データ創出の共同化

各提携当事者が、協業せずとも事業目的を達成し得るにもかかわらず、

<sup>129</sup> 創出データに係る流通市場が存在している場合は、当該市場も含む。

<sup>130</sup> 標準化・パテントプールガイドライン第２－３。なお、標準化機関を通じた標準化活動における FRAND 宣言後のライセンス拒絶等（ホールドアップ問題）の場合は、知的財産ガイドライン第３－１(1)オ及び第４－２(4)参照。

<sup>131</sup> データ検報告書 35～42 頁

データを共有・共同収集し、集積・解析による新たなデータ創出を共同して行うことは、当該創出データを重要な投入財として利用する技術又は商品・サービス市場<sup>132</sup>において提携当事者の一部が競争関係にあり、かつ、当該競争関係にある提携当事者の当該市場でのシェアの合計が高いなどの場合には、当該技術又は商品・サービス市場における競争を実質的に制限し得る（不当な取引制限）<sup>133</sup><sup>134</sup>。

(イ) 正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を伴うデータ収集を通じた市場支配力の形成

データ共有等を通じた集積・解析・新データ創出の共同化に相応の必要性が認められる場合であっても、提携当事者間で行うデータの共同収集過程において、前記3（3）で掲げた正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する手法を用いることにより、データ収集・集積に係る強いネットワーク効果等を不当に操作・増幅し、その結果として、特定の提携当事者が、提携により得られる創出データを重要な投入財として利用する技術又は商品・サービス市場<sup>135</sup>における市場支配力を形成することは、独占禁止法上問題となり得る（私的独占）。

また、当該正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する手法を用いる行為自体も、問題となり得る（拘束条件付取引、排他条件付取引、抱き合わせ販売、優越的地位の濫用、不当な利益による顧客誘引、ぎまんの顧客誘引等）。

(ウ) データ共有等を通じた集積・解析・新データ創出活動への参加制限

業種横断的データ連携型業務提携において、特定の技術又は商品・サービスに係る事業活動を行う上で不可欠なデータを創出するためにデータ共有等を通じた集積・解析が行われる場合に、提携当事者の間で、特定の事業者の当該業務提携への参加を制限する（一部データの利用制限、解析等に要する技術・設備の利用制限、非合理的な参加条件など事実上参加が制限されることとなるものを含む。）ことにより、その事業活動が困難となり、当該技術又は商品・サービス市場から排除される場合には、独占禁止法上問題となり得る（私的独占等）<sup>136</sup><sup>137</sup>。ただし、当該参加を制限された事業者に当該業務提携の成果である創出データへのアク

<sup>132</sup> 創出データに係る流通市場が存在している場合は、当該市場も含む。

<sup>133</sup> 共同研究開発ガイドライン第1-1

<sup>134</sup> データ検報告書 40 頁

<sup>135</sup> 創出データに係る流通市場が存在している場合は、当該市場も含む。

<sup>136</sup> 共同研究開発ガイドライン第1-2(2)

<sup>137</sup> データ検報告書 48 頁

セスが保証され<sup>138</sup>，その事業活動が困難となるおそれがなければ，問題とはならない（後記（3）イ（ア）も参照）。

（エ）共有・共同収集されたデータの一方的帰属・利用に係る制約

一方当事者が他方当事者に対し，提携当事者間で共有・共同収集されたデータを一方的に帰属させたり，当該他方当事者が提供したデータを当該業務提携以外の事業活動で利用することを合理的に必要な範囲を超えて制限したりする<sup>139</sup>など<sup>140</sup>の行為は，当該データに希少性が認められ，当該一方当事者の技術又は商品・サービス市場における有力な地位を強化することにつながる場合や，当該他方当事者のデータを活用した研究開発意欲等を損ない，新たな技術・製品の開発等を阻害する場合には，独占禁止法上問題となり得る（拘束条件付取引）<sup>141</sup><sup>142</sup>。

また，前記に該当しない場合であっても，当該一方的帰属等が，その内容において提携当事者間で著しく均衡を失し，これによって当該他方当事者が不当に不利益を受けることとなる場合には，独占禁止法上問題となり得る（優越的地位の濫用等）<sup>143</sup><sup>144</sup>。

（オ）データ共有等を通じた共同行為（スピルオーバー問題）

提携当事者間でデータが共有・共同収集されることにより，創出データを重要な投入財として利用する技術又は商品・サービス市場<sup>145</sup>において競争関係にある提携当事者の間で，当該市場に今後投入される技術又は商品・サービスに係る内容，価格，数量等の競争上重要な情報が交換・共有される場合には，競争制限的な合意が行われ得る（不当な取引制限）<sup>146</sup><sup>147</sup>。

（3）創出データを利用した技術や商品・サービスに係る事業活動

提携当事者は，新たに創出されたデータを利用して，それぞれの事業活動において新たな技術や商品・サービスの開発等やその提供・販売を行うこととなる。

---

<sup>138</sup> 創出データに係る流通市場が存在している場合も含む。

<sup>139</sup> 共同研究開発ガイドライン第2-2(1)イ①

<sup>140</sup> 想定されるその他の行為の類型については，共同研究開発ガイドライン第2-2(1)参照。

<sup>141</sup> 知的財産ガイドライン第4-5(6)

<sup>142</sup> データ検報告書36頁

<sup>143</sup> 共同研究開発ガイドライン第2-2

<sup>144</sup> データ検報告書37頁

<sup>145</sup> 創出データに係る流通市場が存在している場合は，当該市場も含む。

<sup>146</sup> 共同研究開発ガイドライン第2-1

<sup>147</sup> データ検報告書40頁

なお、当該事業活動については、各提携当事者が独立して行う場合もあれば、当該業務提携の枠組みとして引き続き協業により行われる場合もあり、共同化される範囲は具体的な業務提携枠組みにより異なり得る。また、創出されたデータそのものを、取引財として他の事業者を提供する場合も考えられる。

当該活動は、業務提携に係る成果の利用という位置付けであるところ、基本的には共同研究開発ガイドラインの考え方（及び別紙5-5）が参考になると考えられる<sup>148</sup>。また、データの取扱いの観点からデータ検報告書の考え方<sup>149</sup>も踏まえることが適当と考えられる。

創出データの利活用に係る独占禁止法上の論点としては、主に、創出データへの他の事業者からのアクセスの問題と、提携当事者間での創出データの帰属や利用等における制約の問題が想定される。

ア 創出されたデータへの他の事業者からのアクセスを認めるか、認める場合にどのような条件を設定するかは、基本的には事業者の取引先選択の自由の問題であり、これを認めなかったとしても直ちに独占禁止法上問題となるものではない。また、提携当事者間で創出データの取扱いについて何らかの制約等を付すことについても、直ちに独占禁止法上問題となるわけではない。

イ 他方、例えば、以下のような行為は独占禁止法上問題となり得る。

(ア) 創出データへの共同のアクセス拒絶<sup>150</sup>

特定の技術又は商品・サービスに係る事業活動を行う上で不可欠な創出データについて、提携当事者の間で、特定の事業者からのアクセスを拒絶・制限する（一部データへのアクセス拒絶・制限、データ利用に要する技術・設備<sup>151</sup>へのアクセス拒絶・制限、非合理的なアクセス条件<sup>152</sup>など事実上アクセスが拒絶・制限されることとなるものを含む。以下同

---

<sup>148</sup> 創出データを利用した技術や商品・サービスに係る事業活動が引き続き協業により行われる場合には、当該事業活動についても、共同研究開発ガイドラインの考え方にに基づき評価されることとなる。

<sup>149</sup> データ検報告書 42～50 頁

<sup>150</sup> 創出データを他の事業者にアクセスさせる場合に、提携当事者間で当該データをプールした上で、これらを一括で利用させる方法（データプール）も考えられるところ、その場合は、標準化・パテントプールガイドライン第3の考え方（並びに別紙5-6及びデータ検報告書48～50頁）が参照される。

<sup>151</sup> 例えば、API 接続上の技術的要因等が考えられる。

<sup>152</sup> 例えば、創出データに他のサービス等を抱き合わせて提供すること、自らとのみ取引することを義務付けることなどが考えられる（データ検報告書50頁）。

じ。) ことにより, その事業活動が困難となり, 当該技術又は商品・サービス市場から排除される場合には, 独占禁止法上問題となり得る(私的独占等)<sup>153</sup><sup>154</sup>(前記(2)イ(ウ)も参照)。

#### (イ) 創出データへの単独のアクセス拒絶

特定の技術又は商品・サービス市場において市場支配力を有している特定の提携当事者が, 当該市場又は他の市場での事業活動を行う上で不可欠な創出データについて, 例えば以下の①又は②のような状況下で, 当該市場又は他の市場で事業活動を行う特定の事業者からのアクセスを合理的な理由なく拒絶・制限することにより, その事業活動が困難となり, 当該市場又は他の市場から排除される場合には, 独占禁止法上問題となり得る(私的独占, 単独の取引拒絶)<sup>155</sup><sup>156</sup>。

① 当該特定の事業者を排除する目的以外に合理的な目的が想定されないにもかかわらず, 正当な理由なく, 従来可能であった当該創出データへのアクセスを拒絶・制限する場合

② 当該創出データへの当該特定の事業者(又はその顧客)からのアクセスをさせる義務があると認められるときに, 当該特定の事業者が排除されることとなるにもかかわらず, 正当な理由なく, 当該特定の事業者(又はその顧客)からのアクセスを拒絶・制限する場合

また, 前記(2)イ(イ)記載の正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を伴うデータ収集を通じて特定の技術又は商品・サービス市場における市場支配力を形成した特定の提携当事者が, 当該市場又は他の市場での事業活動を行う上で不可欠な創出データについて, 当該市場又は他の市場で事業活動を行う特定の事業者からのアクセスを正当な理由なく拒絶・制限することにより, その事業活動が困難となり, 当該市場又は他の市場から排除される場合も同様である<sup>157</sup>。

#### (ウ) 創出データの一方的帰属・利用に係る制約

一方当事者が他方当事者に対し, 創出されたデータを一方的に帰属させたり, 当該他方当事者が創出データを当該業務提携以外の事業活動で

<sup>153</sup> 共同研究開発ガイドライン第1-2(2)

<sup>154</sup> データ検報告書 48 頁

<sup>155</sup> 流通・取引慣行ガイドライン第2部第3

<sup>156</sup> データ検報告書 45~47 頁

<sup>157</sup> データ検報告書 47~48 頁

利用することを制限したりする<sup>158</sup>など<sup>159</sup>の行為は、当該創出データに希少性が認められ、当該一方当事者の技術又は商品・サービス市場における有力な地位を強化することにつながる場合や、当該他方当事者の当該創出データを活用した研究開発意欲等を損ない、新たな技術・製品の開発等を阻害する場合には、独占禁止法上問題となり得る（拘束条件付取引）<sup>160</sup>。

また、前記に該当しないとしても、当該一方的帰属等が、その内容において提携当事者間で著しく均衡を失し、これによって当該他方当事者が不当に不利益を受けることとなる場合には、独占禁止法上問題となり得る（優越的地位の濫用等）<sup>161</sup>。

#### （エ）創出データの利活用における共同行為（スピルオーバー問題）

創出されたデータを重要な投入財として利用する技術又は商品・サービス市場<sup>162</sup>において競争関係にある提携当事者の間で、当該市場に今後投入される技術又は商品・サービスに係る内容、価格、数量等の競争上重要な情報が交換・共有される場合は、競争制限的な合意が行われ得る（不当な取引制限）<sup>163</sup><sup>164</sup>。

### 5 業種横断的データ連携型業務提携の具体的形態における主要な論点

以下では、業種横断的データ連携型業務提携のうち、近時広く活用されている主な形態<sup>165</sup>をいくつか取り上げ、前記4の考え方に照らし、各形態において特に生じやすいと考えられる問題となり得る行為やその留意点等を整理する。

#### （1）データ共有等により新商品・サービス等を創出しようとするもの

当該形態は、業種や業界の垣根を越えた複数の事業者が、コンソーシアム等を組成するなどして、それぞれが保有するデータの共有等を通じて、データの集積・解析を行い、新たなデータを創出しようとするものである。当該

---

<sup>158</sup> 共同研究開発ガイドライン第2-2(2)イ①。なお、当該制限に関して、当該創出データが当該他方当事者の研究開発に利用されるときは、その研究開発活動を不当に拘束するものであって、公正競争阻害性が強いとされている。

<sup>159</sup> 想定されるその他の行為の類型については、共同研究開発ガイドライン第2-2(2)及び(3)参照。

<sup>160</sup> 知的財産ガイドライン第4-5(6)

<sup>161</sup> 共同研究開発ガイドライン第2-2

<sup>162</sup> 創出データに係る流通市場が存在している場合は、当該市場も含む。

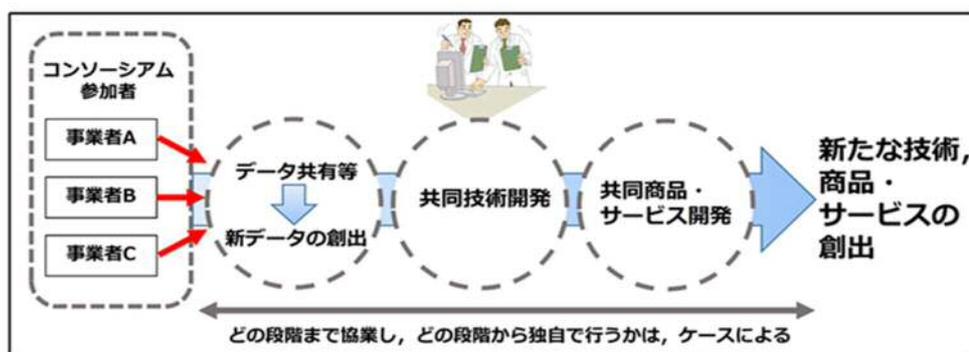
<sup>163</sup> 共同研究開発ガイドライン第2-1

<sup>164</sup> データ検報告書40頁

<sup>165</sup> これら形態はあくまでも整理の簡潔化のため便宜的に分類したものであって、実際には必ずしもこのように明確に区別できるわけではない。

創出データを利用した新たな技術や商品・サービスの開発は、各提携当事者がそれぞれの事業活動において独自に行うこともあれば、各種開発活動も引き続き提携当事者間で協業することもある。さらに、開発された商品・サービス等の提供についても、各商品・サービス等の価値をより高めるため提携当事者間で連携して提供することや、開発された商品・サービスが様々な商品・サービス要素を複合化・一体化したものであれば、その提供を提携当事者が一体的に行うことも想定される<sup>166</sup>。

こうした形態には、例えば、スマートシティやMaaSといった社会課題解決型ビジネスや自動走行システムの開発等のための異業種間連携（例えば、自動車メーカーとITテクノロジー企業）などが当てはまるものと考えられる。



当該形態において特に想定される問題となり得る行為としては、例えば、以下のものが考えられる。

- 必要な範囲を超えたデータ共有等の共同化
- 創出データへの共同又は単独のアクセス拒絶<sup>167</sup>（この点、コンソーシアム間の競争の結果、特定のものがデファクトスタンダードを確立する傾向が強いと考えられる。）
- 創出データの利活用における共同行為
- 共有等データや創出データの一方的帰属・利用に係る制約

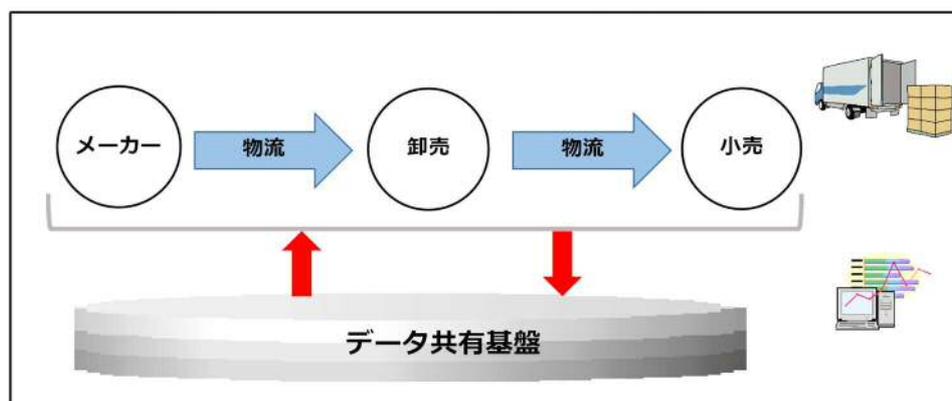
## (2) サプライチェーン間でのデータ共有により効率化を図ろうとするもの

当該形態は、商品等のサプライチェーンに属する垂直的取引関係にある複数の事業者（取引段階ごとに複数の競争者が存在する。）の間で、取引に係る各種情報をリアルタイムに共有し、サプライチェーン内での事業効率化等を図ろうとするものである。その際、各データを共有・利用するためのプラットフォーム（基盤）の構築・運用を行うことが多い。

<sup>166</sup> その場合は、単なる業務提携の形態にとどまらず、例えば、提供事業を行う共同出資会社の設立等が行われるのではないかと考えられる。

<sup>167</sup> あわせて、新技術のライセンス拒絶や新サービス等への接続拒絶といった問題も想定される。

こうした形態の取組は、特に物流分野において顕著にみられており、例えば、メーカー・物流（卸売）事業者・販売事業者が参加して、生産データ、輸送関連規格データ<sup>168</sup>、トラック動態データ、在庫データ、購買データ等をデータ共有基盤上で共有し、サプライチェーン全体での効率性向上のほか、トレーサビリティや食品ロス対策にも資しようとしている<sup>169</sup>。



当該形態において特に想定される問題となり得る行為としては、例えば、以下のものが考えられる。

- （データの取扱いというより）当該業務提携自体への参加制限（又はデータ共有基盤への接続拒絶）
- データ共有を通じた共同行為（各取引段階において複数の競争者が参加するため、数量、取引先等の競争上重要な情報の共有が協調的な行動を助長するリスクが高い。）
- 共有データの一方的帰属・利用に係る制約

### （3）データを一極的に収集して得た創出データによりサービス等を創出・改善しようとするもの

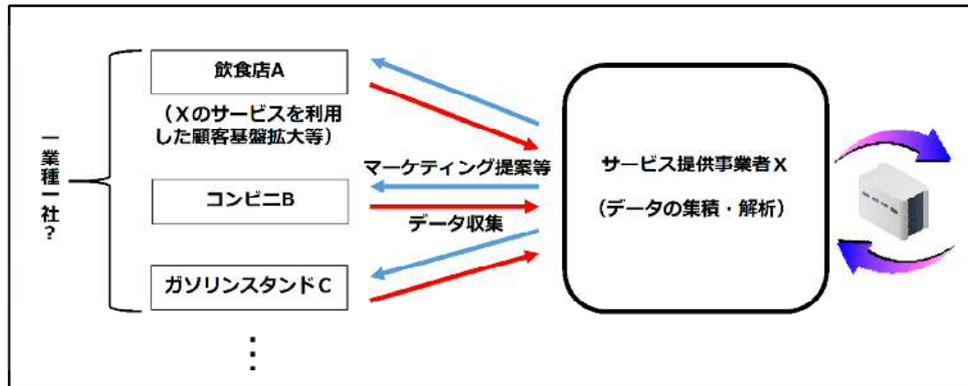
当該形態では、特定の提携当事者（サービス等提供者）が、他の提携当事者（サービス等利用者）が行う各事業活動で生じるデータを一極的に収集し、これらを集積・解析することにより新たなデータを創出する。そして、サービス等運営者として、当該創出データを利用して、サービス等利用者に対するサービス等の改善や新サービス等の提供を行うものである。

こうした形態には、例えば、共通ポイントサービスや、産業機械・設備等のメーカーによる保守管理サービスなどが当てはまるものと考えられる。

<sup>168</sup> 例えば、輸送パレット規格、梱包規格、トラック積載率等に関するデータ。

<sup>169</sup> ほかに、例えば、電子タグを用いたスマートサプライチェーンに係る実証実験が政府主導で進められている。

<共通ポイントサービスの場合>



当該形態において特に想定される問題となり得る行為としては、例えば、以下のものが考えられる。

- 必要な範囲を超えたデータ収集の共同化
- 正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を伴うデータ収集を通じた市場支配力の形成（具体的には、顧客の認知・行動上のバイアス等を悪用した顧客行動履歴データの収集、不当なレバレッジ効果の活用、シングルホーミングの不当な義務付け<sup>170</sup>等が想定される。

前記3（3）参照）

- 前記手法を通じた競合サービス運営事業者の排除
- 創出データへの単独のアクセス拒絶<sup>171</sup> <sup>172</sup>
- サービス等利用者が別途取得・保有するデータ<sup>173</sup>の提供・開示義務付け
- サービス等の提供に当たり、サービス等利用者が競合サービス等を利用しないことを条件とすること、又は、サービス等利用者の競争者にサービス等を提供しないことを条件とすること（排他条件付取引等）<sup>174</sup>

（4）データ流通取引基盤を構築し事業者間で必要なデータを取引しようとするもの

当該形態は、提携当事者がデータの流通取引プラットフォーム（基盤）を共同で構築した上で、当該プラットフォーム上で、提携当事者及び提携当事

<sup>170</sup> 不当性に関して、創出されるデータの精度等を確保するためには、他のデータ収集先への分散を抑制する必要がある旨の指摘もあった。

<sup>171</sup> 特に、サービス利用者を一業種一社とするルールや慣行が存在する場合には、創出データへのアクセスの必要性はより高まると考えられる。

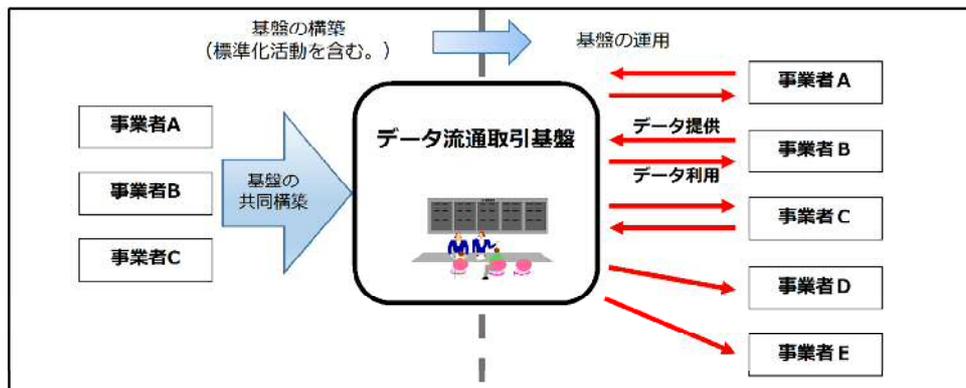
<sup>172</sup> あわせて、当該サービス自体への参加制限といった問題も想定される。

<sup>173</sup> 例えば、共通ポイントサービスの場合であれば、サービス利用者の店舗で取得される POS データ等が想定される。

<sup>174</sup> これらは、当事者間で利害が一致し得るため、交渉の結果、双務的に排他的関係に至る実態があるとの指摘があった。

者以外の者がそれぞれ保有するデータ<sup>175</sup>を相互に提供し合うものである。また、プラットフォーム構築に先立ち、データフォーマット等に係る標準化活動も行われ得る。

こうした形態には、典型的には、金融取引に類似した、いわゆるデータ取引所の構築・運営が挙げられるものと考えられる。



当該形態において特に想定される問題となり得る行為としては、例えば、以下のものが考えられる。

- 標準化活動への参加制限
- 正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を伴うデータ収集を通じた市場支配力の形成（具体的には、シングルホーミングの不当な義務付け等が想定される。前記3（3）参照）
- 前記手法を通じた競合プラットフォーム運営事業者の排除
- 提携当事者とそれ以外の者との間でのプラットフォーム利用上の非合理的な差別的取扱い

<sup>175</sup> 提供された各データを加工したり掛け合わせたりするなどして創出された、より付加価値の高いデータも含まれ得る。

## 第7 おわりに

冒頭で述べたとおり、我が国においては、同業者間等を中心に従来行われている事業効率化等を目的とした業務提携や業種横断的データ連携型業務提携を含めて、事業者の事業戦略上の重要な手法の一つとして今後とも業務提携の活用が進んでいくものと考えられる。

本報告書は、本検討会における議論を踏まえ、近年の運用実務も反映しつつ、業務提携一般に関する独占禁止法上の考え方を体系的に整理するとともに、業務提携の各種類型ごとに具体的な考え方を検討し、取りまとめたものである。

業務提携は、その形態が多種多様であることもあり、これまで独占禁止法上の考え方が体系的に示される機会がなかったが、今回の検討に当たっては、とりわけ業務提携が競争に与える影響の全体像やそのメカニズムの特定に着目しながら基本的な評価枠組み等の整理を行った。また、今回の検討では、業務提携と企業結合の競争に与える影響の類似性等を理論的に確認し、行為規制と企業結合規制における競争評価上の異同を明らかにしている。

他方、本報告書では、例えば、業種横断的データ連携型業務提携に関して、当該ビジネスモデルの特性を踏まえ、データ収集・集積過程において、正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を通じた市場支配力の形成が独占禁止法上問題となり得ることを指摘するとともに、当該行為の具体的手法もいくつか特定したが、これらは、あくまでも最低限問題となり得るものとして列挙したものであり、これに当てはまらない手法も十分想定される。このため、今後、その他の行為類型も含めて、独占禁止法上問題となり得るものの外延の明確化に向けた理論的・実務的蓄積が進むことが望まれる。

また、必ずしも業務提携特有の論点ではないものの、現下の経済活動におけるイノベーション活性化の重要性に鑑みれば、イノベーションに与える影響の問題について独占禁止法上どのように対応し得るかという点に関しても、従来の独占禁止法上の解釈との整合性にも留意しつつ、議論を深めていくことが重要である。

本報告書が、業務提携を活用しようとする事業者の利便性や予見可能性の向上を通じて、違反行為の未然防止に資するとともに、競争促進的な業務提携が一層活性化することにより我が国の経済発展や社会課題の解決の一助となることを期待したい。

以上